

会 議 録 目 次

平成30年第6回海田町議会定例会（第1日目）

平成30年12月3日（月）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	選挙管理委員及び同補充員の選挙について……………	5
日程第4	諸般の報告	
	①議会報告……………	6
	②行政報告……………	8
	③報告第6号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足 比率について……………	11
日程第5	同意第3号 教育委員会委員の任命の同意について……………	13
日程第6	認定第2号 平成29年度決算の認定について……………	15
日程第7	一般質問	
	○佐中十九昭議員……………	22
	○多田雄一議員……………	39
	○下岡憲国議員……………	45
	○兼山益大議員……………	61
	○久留島元生議員……………	70
	○住吉秀公議員……………	75
	○大江康子議員……………	94
	(延 会)……………	102

平成30年第6回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成30年12月3日(月)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 12月3日(月)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(15名)

1番	小田久美子	2番	欠員
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	兼山益大
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員
なし

6. 出席議員(15名)

1番	小田久美子	2番	欠員
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	兼山益大
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	胡家亮一
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	湯木淳子
建設部	長	久保田誠司
総務部	次長	門前誠司
建設部	次長	龍岩広幸
企画課	長	山崎純
魅力づくり推進課	長	宮垣将司
財政課	長	吉本真人
税務課	長	近森茂
生活安全課	長	脇本健二郎
長寿保険課	長	新藤正敏
こども課	長	森川雅枝
保健センター	所長	森原知美
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	早稲田誠
会計管理者		中下義博
社会福祉課	主幹	松井良哲
教育	長	佐々木智彦
教育	次長	伊藤仁士
学校教育課	長	小林伸二
生涯学習課	長	森原宏生

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 川 修 治
主 任 水 野 啓 太
主 事 木 村 俊 英

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 4 諸般の報告
  - ①議会報告
  - ②行政報告
  - ③報告第 6 号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 5 同意第 3 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第 6 認定第 2 号 平成29年度決算の認定について
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 第43号議案 広島県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第 9 第44号議案 公の施設の指定管理者の指定について（海田町福祉センター）
- 日程第10 第45号議案 公の施設の指定管理者の指定について（海田町シルバープラザ）
- 日程第11 第46号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第47号議案 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第48号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第49号議案 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第15 第50号議案 平成30年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第16 第51号議案 平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第17 第52号議案 平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第18 第53号議案 平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第19 第54号議案 平成30年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明員の委任を受けた者並びに代表監査委員の出席を求めています。

また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。直ちに本日の会議を開きます。

まずは、去る9月6日の北海道胆振東部地震により多くの地域で被害が出ており、心痛めているところでございます。犠牲となられた方々に、心より哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に対し、お見舞いを申し上げたいと思います。

この際、町長からの発言の申し出がありますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）皆様、おはようございます。本日、平成30年第6回海田町議会定例会を招集申しあげましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず初めに、9月6日に北海道胆振東部地震が発生しました。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々に心からお悔やみ申し上げます。また、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

本定例会には報告1件、同意1件、認定1件、組合規約の変更1件、指定管理者の指定2件、条例改正3件、条例制定1件、補正予算6件を提出しております。

議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第20に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より7番、下岡

議員、8番、住吉議員を指名します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月12日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの10日間と決めます。

この際、議長よりお願いをいたします。議員の皆様におかれましては、質問質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。

次に執行部におかれましては、質問質疑の内容を十分理解の上、メモを取るなどして、答弁漏れのなきよう、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。

なお、質問質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて、内容を確認の上、答弁をしてください。

以上の点をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることと決定いたしました。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することと決定しました。選挙管理委員には江田幾代さん、上長仁さん、鈴木幸夫さん、好村光雄さん、以上の方を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました方々を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をしました江田幾代さん、上長仁さん、鈴木幸夫さん、好村光雄さん、以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員には、河崎康次さん、松野由美さん、長谷川勉さん、松岡茂子さん、以上の方々を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をしました河崎康次さん、松野由美さん、長谷川勉さん、松岡茂子さん、以上の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は第1順位河崎康次さん、第2順位松野由美さん、第3順位長谷川勉さん、第4順位松岡茂子さんと決定いたしました。

本件につきましては、当選の告知が必要でございますので、会議規則第31条第2項の規定による当選の告知は文書により行います。御了承願います。

以上で、選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを終わります。

ただいまの選挙管理委員及び同補充員に当選された方々の名簿をただいまからお配りします。名簿を配付してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第4、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、竹本誠議員より辞職願が提出され、11月19日付けで許可をしましたので、御報告を申し上げます。

次に議会の動きとして、お手元に配付しております9月定例会以降の主なものについて

て報告させていただきます。

まず11月7日に、平成30年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます久留島議員から、議会の概略について報告を求めることにしたいと思います。久留島議員。

○10番（久留島） それでは、広域連合議会の報告をいたします。

平成30年11月7日に、平成30年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から議会の概略について御報告いたします。

後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、人事案件3件、承認案件1件、条例案件1件、決算案件1件、及び予算案件2件が提出されました。

まず人事案件として、議案第8号、監査委員の選任につきましては、呉市議会議員の中田光政氏が、議案第9号、第10号、副広域連合長の選任につきましては、大竹市長の入山欣郎氏、東広島市長の高垣広徳氏が全会一致で選任されました。

次に承認案件として、議案第11号、専決処分の承認について、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてが全会一致で可決されました。

次に条例案件として、議案第12号、広島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてが全会一致で可決されました。

次に決算案件として、議案第13号、平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定につきましては、一般会計歳入総額10億980万9,533円、歳出総額10億529万5,572円、歳入歳出差し引き総額451万3,961円となり、また特別会計、歳入総額4,005億4,389万3,178円、歳出総額3,977億8,002万7,463円、歳入歳出差し引き総額27億6,386万5,715円とし、それぞれ全会一致で可決されました。

続いて予算案件として、平成29年度の決算剰余金を繰越金として歳入予算に計上するとともに、歳出では財政調整基金積立金を計上することに伴う、議案第14号、平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号、平成29年度市町負担金、国庫負担金等の精算に伴う追加交付又は返還金等をそれぞれ歳入歳出予算に計上することに伴う、議案第15号、平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号が、全会一致で可決されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、平成30年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を

終わります。

○議長（桑原）次に、11月20日に広島県選出の国会議員及び関係省庁に対し、2級河川尾崎川水系整備河川整備計画に沿った排水機増設の早期完成について強く要望してまいりました。

次に、翌日の11月21日に第62回町村議会議長全国大会が開催され、私が出席をしてまいりました。

また、9月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照ください。

以上で、議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。

町長。

○町長（西田）それでは、9月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

初めに、7月豪雨災害にかかる復旧復興の状況でございますが、9月26日に海田公民館で、9月27日に町民センターで住民説明会を開催いたしました。海田公民館では120名、町民センターでは122名の参加があり、当日はハード対策やソフト対策について多くの質問や御意見をいただきました。この説明会の開催により、住民の皆様の不安や疑問の解消の一助となったものと思います。

次に、被災者支援についてでございますが、被災者見守りの相談支援事業として、被災者に対する支援を一体的に提供するため、10月1日に海田町社会福祉協議会に、海田町地域支え合いセンターを開設し、生活支援相談員が被災者の見守りを行うとともに、早期の生活再建に向けて相談支援や生活支援を行っております。

次に、義援金についてでございますが、現時点での対象の方々への支給をおおむね終了しました。

次に、道路等のインフラ施設の復旧についてでございます。応急復旧はおおむね完了しておりますが、河川等の土砂撤去を引き続き行ってまいります。

また、災害からの災害本復旧に向け、国の災害査定が10月24日から来年1月末までの期間で実施されているため、被災箇所の査定を順次受けております。今後は災害査定が終了次第、本格的な復旧工事に向け、取り組んでまいります。

次に、町内循環コミュニティバスについてでございます。災害発生より暫定ルートで運行をしておりましたが、10月6日より全線で運行を開始しました。引き続き、皆様の

御利用をお願いします。

次に、災害により一時閉園となっていた海田町総合公園については、8月18日に野球場とテニスコート、ドッグランが再開し、11月1日までにはキャンプ場以外の施設は全て再開しました。今後も復旧復興業務に鋭意取り組んでまいります。

続きまして、国、県に対する要望活動についてでございます。海田町主要事業及び平成30年7月豪雨に関する災害復旧、インフラ強靱化について、10月24日に広島県町村会を通じて、10月25日に広島県中央地域振興対策協議会を通じて、広島県に対し要望を行いました。

更に11月30日に、広島県副知事に対して、直接要望を行いました。また、海田町主要事業について、11月20日に、国土交通省都市局官房技術審議官及び街路交通施設課街路事業調整官並びに水管理国土保全局治水課長に直接要望を行いました。

続きまして、新庁舎整備についてでございますが、9月28日の庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会で基本設計の概要版を議員の皆様にお示しし、同日策定いたしました。

その後、10月15日の臨時議会において、実施計画等にかかる予算を議決いただきました。11月1日から実施計画等に取り組んでいるところでございます。

また、建設用地の取得に向け、10月25日の特別委員会において新庁舎整備の今後の進め方を御説明し、11月16日の臨時議会において用地取得にかかる経費の債務負担行為を議決いただきました。11月19日付けで広島県財産譲受願を提出したところでございます。

続きまして、新公民館の状況につきましては、現在、基礎工事を行っており、工程どおりに進捗しております。開館に向けての取り組みとしては現在社会教育委員会議におきまして、時代に即した生涯学習体制の構築について御審議をいただいているところでございます。今後はこの会議での意見を踏まえ、教育委員会の方針をまとめ、町としての最終方針を決定していく予定としております。また、新公民館に必要な備品等の選定、オープニングセレモニーなど、様々な検討を行っており、方針が決定次第、議員の皆様への報告を行ってまいります。

次に、大規模小売店舗立地法に基づく手続きでございますが、J R海田市駅南口のスーパーマーケットハローズを核とした総合商業施設の出店について、11月15日付けで一連の手続きを、失礼いたしました複合商業施設の出店について11月15日付けで一連の手続きを終了いたしました。

また、スーパーマーケットのマックスバリュを核とした複合商業施設の出店計画書が平成30年9月28日に提出されました。この計画書によりますと、南大正町の国道31号線沿いのイオン跡地に店舗面積2,590平方メートルで、来年5月に開店予定となっております。現在、法に基づき、事務手続を進めているところでございます。

9月17日の敬老の日にあわせ、長寿を祝福し、敬老の意を表するため、77歳、88歳、及び100歳以上の432名の方に対して敬老祝金を、75歳以上の3,443名の方に対しては敬老祝品として海苔をお贈りさせていただきました。平成30年度中に100歳以上になられる27名のうち10名の方を私が直接訪問し、お祝いをさせていただきました。なお、平成30年度に100歳を迎える11名の方には内閣総理大臣から祝い状及び銀杯が贈られました。

続きまして、11月22日に、ひまわりプラザにおいて、町内循環バスのネウボララッピング完成セレモニーを行い、当日は151名の方に参加いただきました。現在、ラッピングを行った循環バスが町内を運行しており、循環バスによるPRを含め、更なるかいた版ネウボラの周知を図ってまいります。

11月9日は、ひまわり大橋で心の元気を育てる地域支援事業の取組として、今年度で4年目となる6校合同あいさつ運動を行いました。昨年度に引き続き、海田高等学校、広島国際学院高等学校の生徒や教職員も参加し、総勢100名以上の活動になり、挨拶で海田町を元気にしていこうという気運の醸成につながりました。

豪雨災害による8月の開催を中止したこども議会ですが、町議会の協力のもと、11月から12月にかけて、学校ごとに実施しているところでございます。20名のこども議員が事前の勉強の成果を活かした一般質問に取り組んでいます。昨年度までのように議場の開催はできませんでしたが、児童生徒の政治的教養を高める充実したこども議会としてまいります。

次に12月1日に、海田町中学校体育館で、第3回日野卓球教室を開催いたしました。当日は小学生からシニアまで幅広い参加があり、広島日野自動車卓球部の現役選手による卓球指導を受け、技術の向上を図ることができました。

次に、図書館駐車場についてございますが、図書館西側駐車場の返還に伴い、明日、12月4日から現状復旧工事に入り、今年度中に所有者に返還いたします。返還に伴い、曙町のガソリンスタンド西側の図書館から150メートルの場所に新たな駐車場を借り上げ、11月16日から供用開始しております。利用者の方には御不便をおかけしますが、利用価値の高い魅力ある図書館となるよう、より一層の努力をしております。

以上で、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて御報告いたしました。

新庁舎整備で実施計画等と言いましたが、正しくは実施設計等でございます。

○議長（桑原）以上で、行政報告を終わります。

続きまして、報告第6号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第6号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明いたします。

説明資料は議案書とは別冊の平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書をお願いいたします。

報告書の1ページをお願いいたします。平成29年度決算に基づく健全化判断比率の総括表でございます。まず、一般会計の赤字額を比率で示す実質赤字比率につきましては、赤字額がございませんので値は出ておりません。また、次の全ての会計を合わせた赤字額を比率で示す連結実質赤字比率につきましても、各会計とも赤字額はございませんので値は出ておりません。

次に、公債費の比率を示す実質公債費比率につきましては10.2パーセントとなっており、前年度に比べて0.5ポイント改善しております。その主な要因は安芸地区衛生施設管理組合で平成13年度に借り入れた地方債の償還が完了したことによる準元利償還金の減によるものでございます。

次に、町債残高など将来町が負担する負債を比率で示す将来負担比率については、将来負担の額が将来負担額から控除する基金残高や交付税算入予定額等を下回りましたので、値が出ておりません。

結果として、健全化判断比率4指標ともに早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。

次に、2ページには各比率の概要を、3ページから7ページには各指標の算定内容を

記載しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。平成29年度決算に基づく資金不足比率報告書でございます。公営企業ごとの資金不足比率につきましては、対象となります水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足を生じておりませんので、資金不足比率の値は出ておりません。

なお、9ページ、10ページには算定内容を記載しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、去る10月22日に監査委員が審査を行っております。お手元に配付しております平成29年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書でございます。

この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○監査委員（内田）それでは、先に町長に提出しております平成29年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書について、その概要を申し上げます。

審査は10月22日に行いました。町長から提出された平成29年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質比率、実質公債比率、及び将来負担比率、公営企業における資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について関係職員の説明を聴取することなどにより、それらの書類が適正に作成されているどうかを主眼とし、審査を実施いたしました。

その結果、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては、各意見書を御覧いただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（桑原）以上で財政健全化審査及び公営企業経営健全化審査の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に

報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございませんので、報告第6号についてはこれをもって終結をします。

これにて、諸般の報告全てを終了いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第5、同意第3号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 同意第3号、教育委員会委員の任命の同意について。教育委員会委員であります佐々木正子さんが平成31年3月6日をもって任期が満了することに伴い、教育委員会委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は引き続き、佐々木正子さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原） 総務部次長。

○総務部次長（門前） 同意第3号、教育委員会委員の任命の同意について御説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。現教育委員会委員の佐々木正子さんの任期が平成31年3月6日をもって満了となって伴いまして、引き続き、佐々木正子さんを教育委員会委員としてお願いするものでございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術、文化に関して識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は4年でございます。

教育委員会委員の職務の内容でございますが、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の職務権限等について管理し、執行するものでございます。

それでは、佐々木正子さんの経歴について御説明いたします。生年月日は昭和19年6月25日で、現在74歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和45年4月に海田町教育委員会に採用され、指導課、社会教育課に勤務され、平成11年4月から海田公民館長、平成12年10月から社会教育課長を歴任され、平成17年3月31日に定年退職されておられます。また、平成17年6月から海田町教育委員会委員に就任されておられます。これまでの実績を踏まえ、適任と判断し、教育委員会委員として任命の同意をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で、説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。年齢が私と16日しか違わない。私の方がちょっと兄貴ですけども。今、説明がありましたように、能力もあるし、教育に関係する、精通というんですかね、これまでも、いろんな提案や、そういうことで、今日までの教育行政のいろんな問題の解決の先頭に立ってこられた中の1人でもございますけれども、後継者という問題が出てくる訳です。私とえば、体力も能力も、あるいは体の機能もだんだん衰えてきて、当時のような、10年、20年前のようなそういう判断能力やそうした問題について、だんだん低下をしておるんですが、その辺の配慮というのはどのようにお考えで提案をされているのかを、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）教育委員会の年齢要件につきましては、上限については特に定められておりませんで、やはり、その方自身の個性にもよりますし、その方が非常に見識の高いということで、今回、同意させていただきたいということなんですが、今後につきましては、そういった教育委員にふさわしい方々につきましては、今後、そういった方々につきましても、今、後継者というふうなお話がございますけれども、そういった方々につきましても、今後も注視といいますか、そのような形で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私の例から見れば、まだまだ使えるというかね。途中で1年後、2年後、4年の任期ですから、途中で不十分、あるいはいろいろ努力してもなかなかできないような任務の、そういう問題、判断力の問題であるとか、これまでの実績を見ると、いいと思いますけれども、もし途中でそういう問題があったら、こうした形でまた補充ということがあるのかどうか、あるいは教育委員のこうした推薦について、本人の申し出なのか、あるいは執行部の方から肩たたきというのか、そういうのがあるのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この度、御提案させていただいております佐々木正子さんにつきましては、これまでの教育行政を牽引してこられて、随分実績を残されておられます。今回の同意につきましても、体力面、能力面、判断力、そういったこと、4年間は大丈夫と

いうことで執行部の方で判断をさせていただきまして、御提案をさせていただいております。十分にこの4年間、能力を発揮していただけるものと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、同意第3号について採決を行います。

お諮りいたします。同意第3号について、これに同意することに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第3号については、これを同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、認定第2号、平成29年度決算の認定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）認定第2号、平成29年度決算の認定について。平成29年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町介護保険特別会計歳入歳出決算及び海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。決算の内容につきましては、担当者に説明させるとともに、決算書及び主要施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、御審議いただき、認定くださるようお願い申し上げます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、平成29年度決算の内容につきまして、別冊主要施策の成果に関する説明書により御説明いたします。

主要施策の成果に関する説明書の3ページをお願いいたします。まず一般会計でございます。平成29年度の一般会計の決算収支でございますが、歳入総額96億5,652万3,000円、歳出総額90億7,820万3,000円で、差し引き5億7,832万円で、翌年度に繰り越すべき財源9,410万円を控除した実質収支は、4億8,422万円の黒字となっております。

次に、4ページをお願いいたします。まず、歳入総額でございますが、96億5,652万3,000円で、前年度に比べて2億6,426万7,000円、2.7パーセントの減となっております。

歳入決算額一覧表を記載しておりますが、主な内容につきましては、1款の地方税が41億9,632万7,000円で、1,682万9,000円、0.4パーセントの減、10款の地方交付税が10億2,140万5,000円で、2億1,298万1,000円、17.3パーセントの減、14款の国庫支出金が14億6,434万7,000円で、1億3,051万円、8.2パーセントの減となっております。

5ページには、自主財源と依存財源の推移を、6ページ以降には最終科目ごとの内容や、主な増減理由等を記載しております。

続きまして、29ページをお願いいたします。歳出の状況でございますが、まず、歳出総額は90億7,820万3,000円で、前年度に比べて5億1,989万3,000円、5.4パーセントの減となっております。

歳出決算額を一覧表に記載しておりますが、主な内容につきましては、2款の総務費が9億363万7,000円で、1億25万9,000円、10パーセントの減、3款の民生費が38億114万4,000円で、2億1,574万8,000円、5.4パーセントの減、8款の土木費につきましては10億1,743万円で1億2,019万3,000円、10.6パーセントの減となっております。

30ページ以降には、歳出科目ごとの内容や主な増減理由等を記載しております。

続きまして、41ページをお願いいたします。性質別の歳出決算額でございます。まず、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費につきましては、49億4,534万2,000円で、1億8,903万8,000円、4パーセントの増となっております。次に中段、投資的経費につきましては6億2,214万3,000円で、5億5,223万9,000円、47パーセントの減となっております。

次に、その他の経費につきましては、35億1,071万8,000円で、1億5,669万2,000円、4.3パーセントの減となっております。

42ページ以降には、性質別ごとの内容や主な増減理由等を記載しております。

また、一般会計の事業ごとの内容につきましては、69ページ以降にそれぞれ記載しておりますが、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、393ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計でございます。決算収支でございますが、歳入総額11億5,293万2,000円、歳出総額11億5,290万9,000円で、差し引き2万3,000円の黒字となっております。

次に、394ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につつま

しては、使用料及び手数料が4億6,559万2,000円、繰入金が3億6,627万4,000円、町債が2億8,180万円となっております。

次に、401ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、事業費が1億3,336万円、公債費が8億89万8,000円となっております。

続きまして、415ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計でございます。決算収支でございますが、歳入総額30億8,446万4,000円、歳出総額29億9,768万3,000円で、差し引き8,678万1,000円の黒字となっております。

次に、416ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、国民健康保険税が4億9,595万6,000円、繰入金が1億5,792万8,000円となっております。

次に、426ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が18億2,494万5,000円となっております。

続きまして、457ページをお願いいたします。介護保険特別会計保険事業勘定でございます。決算収支でございますが、歳入総額19億9,842万円、歳出総額19億5,298万4,000円で、差し引き4,543万6,000円の黒字となっております。

次に、458ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、保険料が5億955万5,000円、繰入金が2億6,533万3,000円となっております。

次に、465ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が18億3,243万円となっております。

続きまして、501ページをお願いいたします。介護保険特別会計介護サービス事業勘定でございます。決算収支でございますが、歳入総額、歳出総額ともに1,623万1,000円となっております。

次に、502ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。サービス収入が1,078万円、繰入金が545万1,000円となっております。

次に504ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。事業費が1,623万1,000円となっております。

続きまして、509ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。決算収支でございますが、歳入総額3億5,168万9,000円、歳出総額3億3,955万1,000円で、差し引き1,213万8,000円の黒字となっております。

次に、510ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきま

しては、後期高齢者医療保険料が2億8,075万9,000円、繰入金が6,445万2,000円となっております。

次に、513ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が3億3,618万9,000円となっております。

以上で、平成29年度の各会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で、説明を終わります。

平成29年度決算につきましては、去る9月20日から10月4日まで監査委員が決算審査を行っており、お手元に配付しております平成29年度海田町決算審査意見書でございます。

この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○監査委員（内田）それでは、先に提出しております平成29年度海田町各会計歳入歳出決算審査意見書について、その概要を申し上げます。

審査は9月20日、25日、27日、10月の2日、4日の5日間、海田町一般会計、海田町公共下水道事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町介護保険特別会計、海田町後期高齢者医療特別会計、それぞれ歳入歳出決算を対象といたしました。

町長から提出されました、送付されました、各会計歳入歳出決算書、同事項明細書、各会計実収支に関する調書及び財産に関する調書が、関係法令に適合して調整されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿等と照合するとともに、予算の執行状態について、必要に応じて関係職員の説明を聴取する等により、審査を実施いたしました。そうしたところ、いずれも関係法令に準拠して調整されており、それらの計数は関係帳簿等と照合した結果、おおむね適正と認めましたが、事務手続きにおいて不適切な事務処理が複数見受けられました。

以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては、意見書を御覧いただきまして、決算認定の参考にしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。決算の認定につきましては、例年のとおり、決算審査特別委員会において慎重審議をしていただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の方でお願いをしたいと思います。

それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。代表監査委員にちょっとお尋ねします。

2ページに、(1)町税等の収納対策というのがありますが、町税の中に個人もあれば、法人もあり、また固定資産税もあつたりというのがあります。ここで言われるその収納対策で、引き続き徴収努力をされる、それ以外にも、債務として水洗便所の貸付金であるとかあるいは老人の対策住宅貸付金、あるいは国保、介護、後期など、債権といわれればそれも含む訳ですけれども、その問題について何が大きく示しているのか、これをまず1点お尋ねをいたします。

二つ目には、代表監査委員は超ベテランで元職員、こういう要職におられたということもありまして、適切な監査を行っておられるというように思います。公正かつ適正で合理的なそういうのをやっておられますが、今回の災害やそのための時期、あるいは時間、助言、こういう問題に対して、あるいはこの定期監査、行政監査のみならず、各種監査結果報告に備えて、所管や個別意見も含めて、このような時期だからこそ、我々議会もあるいは住民も期待がいっぱい、監査委員に頼っておる訳ですが、これで災害のために何かしなければならぬことができなかつたというようなことがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

三つ目には、監査委員は定期監査と決算審査、あるいは例月の出納検査やら基金、あるいは健全化法に基づくのがあるんですが、それ以外に独立をして実施した監査はあるのかどうか。先ほど言うたのは法定に基づくものですが、テーマを設定した監査、あるいはテーマを設定せずに、不定期で、本来やらなければならぬかつたことがあの災害でもってできなかつたという例があるのかどうか。

四つ目には、監査はいろいろ責務があつて、それなりの権限があつた訳ですが、随時監査、行政監査、財政援助監査、事務援助監査、指定金融監査、これらの任務の監査委員としてどうであつたのか、職員がいろいろ災害に追われて、なかなかその時期が取れなかつた、本来でも目を光らせておらなければならぬのに、それはどうであつたのか。

最後ですが、今回の災害のため、予定をしておつた監査委員としての職務はどのようにしておつたのかお尋ねをいたします。まず一つは、住民の監査請求により監査があつたのかどうか。二つ目には災害による不適切な事務事業、あるいは事務処理にどのような状態であつたのかどうか。それから、監査委員として、要望やいろんな配慮、気を使つてのそういう問題がどうであつたのか。我々としては激務の中でどちらも、監査委員

もそうですが、町の職員だって不眠不休でやっておられて、いろいろなそういう人的な問題、物的な問題、このように問題があったんですが、どうであったのか。特に監査委員として積極的な提案をし、あるいは意見や援助の実態はどうであったのか。我々は議会の方ですから、住民を代表して無理なことも重ねて執行部に要求をしたり、あるいは委員会とか議会の中でその発言を繰り返してきた訳ですが、しかし人権を無視するところまではいかないとして、人間としてのそういう職務に当たって、本当に過激な中でのそういう配慮、大切な問題で、特にここにおられる幹部の人が倒れたり、あるいは長期休暇ということになれば、また非常に大きな町民サービスに影響する訳ですけれども、そこら辺の指摘はどうだったのかお尋ねをいたします。

以上、5点ほどお願いします。

○議長（桑原）内田代表監査委員。

○監査委員（内田）数件の質疑をいただきました。まず最初に1点目の町税等々の中で、町民税個人、法人、あるいは他の使用料等々としてどうかということでもありますけども、ここで言っているのは町税等でくくっております。町税の中には町民税、個人も、固定もいろいろありますけれども、あと、国民健康保険、町税等の中に、全ての項目について収納対策を重視すべきということで指摘をしております。

2番目につきましては、災害に対することでありますけども、監査について今回の決算につきましては、あくまでも29年度決算のものでありますけども、それに伴ういろんな事務手続等については、一つには通常、決算の審査を7月、8月等に行っておりますけども、今回の災害が起きまして、執行部と協議しまして、9月以降にしようということで時期をずらしております。これは一つの大きなことであります。あとのいろんな監査等につきましては、通常、出納検査、これについては月々の状況でありますので、それについては毎月、月の20日を目途にこれは行いました。あと、住民監査請求等々ありますけど、そういうことについては特段ございません。

今回の災害を受けて、いろんな監査を行いましたけれども、それは執行部の状況を確認しながら、事務局と調整しながら監査を実施したところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今回の災害で監査委員が予定をしていた年度の計画、あるいは任期中での出先も含めて、それが災害のために支障を来してできなかったというような例があるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）内田代表監査委員。

○監査委員（内田）監査を実施するに当たりましては、年度当初に監査計画を出します。今回におきましては、補助金団体等の監査は行う予定をしておりますので、監査計画に基づいてしなかったことはありません。予定どおり実行したつもりです。ただ、時期の関係がずれたところはあります。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

この際、認定第2号、平成29年度決算の認定については議長より発議をいたしたいと思えます。

本件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く議員13名をもって構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。

よって、本件は議員13名をもって構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決めます。

この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をします。

委員の皆さんは委員会室に御参集ください。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果について御報告いたします。委員長に大高下議員、副委員長に住吉議員と決しております。以上で平成29年度決算の認定についてを終わります。

暫時休憩をします。再開は10時40分。

~~~~~○~~~~~

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

この際、議長より、議員及び執行部の皆さんに申し上げます。傍聴席から声が遠いという意見がございます。発言はマイクに近づいて行っていただくようお願いをいたします。

日程第7、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。減災から防災社会にいかにも高めるかについてお尋ねをいたします。

自治体の防災力にいかにも高めていくかを質し、提案をいたします。7月に数十年に一度の大雨、気象庁は特別警報を発表し、海田町はすばやく避難準備、避難勧告、避難指示を、どこの市町よりも早く対応され、被害を最小限に食い止めるための対策を行われました。これは10月末の5自治会の5自主防災会の合同訓練のときの生活安全課からの防災教室で、その報告を受けました。しかし、残念なことに人的被害や多大な家屋や施設の被害がありました。

十数年から100年に一度のサイクルでこうした災害があるという認識では対応が遅れる要因になるということです。ここ、約10年間の間に、4年前の安佐南区やその前の佐伯区の災害は記憶に新しいところです。

私は、これからは減災から防災社会へという想像力の欠如に陥らない防災体制を重要施策の柱にしなければならないと考えます。なぜなら、今後、日本が直面する南海トラフの巨大地震はまさに国難と言える巨大地震です。政府や自治体、関係機関をはじめ、国民それぞれが持てる力を発揮し、一体となってこの国難に対処できるよう、基礎的な防災力を最大限に備えておく必要があると思います。

そこで具体的にお尋ねをいたしますが、一つ目には、こうした国難、災難に強いインフラなどの社会基盤の防災体制を作っていかなければならないと考えますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

二つ目には、そして何よりも大切なのは住民全体がそれを支える知識と意識の人づくりだと思います。どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

三つ目には、防災の目指すところとして、以下の三つの体制、能力を備えることが重要とされております。一つには、予防、災害の発生や拡大を防ぐ事前の防災対策、二つ目には災害発生に的確に対処し、人命救助、被害の軽減、拡大防止を図る。三つ目には、復旧復興の問題で、被災後の迅速なる的確な復旧復興により、地域社会の迅速な回復を図る。これに対する災害基本法はそれぞれ基本的な大枠組みを全部定めているという法律です。どのように取り組まれていますか。お尋ねをいたします。

四つ目には、災害対策は一連のサイクルと捉えることが大事ではないでしょうか。それが災害への備えです。河川の堤防など、国土保全、建物の耐震化、気象観測の充実など、被害抑止対策と同時にハザードマップの作成や住民への啓発、防災教育、避難計画や地域防災計画の作成などのソフト面での減災対策の再見直し、再追加が必要であります。現在、どのようにされているのか、お尋ねをいたします。

五つ目には、広域災害にどう対応するか、一市町村でやれることは限界があります。今回の災害の教訓は、大規模のため、地域を守るために自主防災組織をつくり、防災会としての情報収集、初期消火、救出救助、避難誘導など、地域の人たちでできるように、指導と援助と補助が、これまで以上に必要と思いますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

六つ目には、直面する南海トラフの大地震は、まさに国難とも言える巨大災害が予想されます。津波と地震から命を守るあらゆる工夫をする必要があります。これまでの自然災害の対応には限界があり、災害の規模にもよりますけども、人工での対策は日常生活に少し改善をしているだけです。東日本の津波は大規模で住民も消防関係も役場職員も犠牲になっております。これまで町内には大災害が起きた碑があるのに、軽く考えて防災行動を阻害する要因にもなっております。顕在化し、薄れる記憶とその偏見を全町民対象に改善することを求めますが、どのようにされるかお尋ねをいたします。

7つ目には、高齢化による地域の対応能力の低下、社会インフラの高経年化でどちらも放置できない問題があります。災害からの復旧復興といったときに、もとに戻すだけではなく、人々の生活や地域経済などが速やかに回復し、地域の持続的発展につながる復興が大事です。高齢化対応力の低下、施設等の高経年化対策はどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

八つ目には、日本は世界有数の災害国です。まれにしか遭遇しない災害をいかに具体的に自分自身でイメージできるかが防災対策の鍵になると思います。防災において自ら

の命は自らで守る自助、自らの地域はみんなで守る共助、そして、それらをしっかり支える公助、これらのバランスを取りながら防災に強い地域を作ることが基本として考えられますし、住民への指導が必要と思いますが、見解をお尋ねいたします。

次に、中学校給食についてお尋ねをいたします。11月1日の全協で、中学校のデリバリー給食を見送る、弁当持参で中学校の給食のあり方について、選択制デリバリー給食を含め、調査研究するとの方針を明らかにされました。

しかし、義務教育無償の原則で、全国で学校給食費の無償化、無料化、助成など、保護者負担を軽減する制度が広がっております。全ての子どもに社会的事情、病気、事故や失業などで困窮をした場合に、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する制度や、同条第2項には国は全ての生活部門について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない、これが食のセーフティネットでございます。憲法第26条において義務教育はこれを無償をするとされております。全国で給食を無料にする自治体が徐々に増えると同時に、2人目は半額、3人目は無料という自治体もあります。

そこで具体的にお尋ねをいたします。質問1、給食は学校生活の一環であり、欠食児童救済からの全ての子どもへの社会保障への発展としています。学校給食について、アンケート結果だけではなく、給食の原点に立ち返ってみる必要がありますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

二つ目には、子どもの貧困率は13.9パーセントの対策は、食事の格差、健康格差の解消にもなります。義務教育である公立小中学校には様々な家庭のSOSが潜在しております。子どもの貧困対策大綱にはいろいろあるが、学校を窓口とした福祉関連機関との連携もあります。経済的な支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進すると書かれてもおります。今回の見送りは給食の全国的なあり方から見ても、学校方針から見ても逆行していると考えます。改善を求めますが、お尋ねをいたします。

次に、平和と暮らしと地方自治体の役割についてお尋ねをいたします。平和の問題です。政府はこの国会に自民党としての憲法9条改定案を提出することを公然と宣言をしております。9条に「自衛隊」を書き込み、海外での武力行使を無制限にすることがその眼目ですが、そうした中身以前の大問題があります。それは憲法改憲への暴走が憲法も立憲主義も無視した常軌を逸した暴走となっていることでございます。

安倍首相が9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文化で書き込むといいます。そうするとどうなるか。これは単に存在する自衛隊を、憲法上、合憲化するというだけにとどまりません。法の世界では、後から作った法は前の法に優先するということが一般原則として言われます。ですから、たとえ2項を残したとしても、後から別の項目で自衛隊が明記されたら、そちらが優先されて2項が空文化して死文化をしてしまうことになります。

そうすると、無制限での海外での武力の行使が可能になります。そして、書き込もうとする自衛隊は安保法制によって集団的自衛権行使が可能になった自衛隊です。そうした自衛隊が書き込まれれば、憲法違反の立法が合憲化されることになります。これまで政府は9条2項との関係で自衛隊を説明してきました。

すなわち自衛隊は戦力に当たらない、必要最小限度の実力組織だといって、したがって海外での武力行使はできない、集団的自衛権の行使はできない、こういう論理構成だった訳です。

ところが、2項とは別の項目で自衛隊が根拠付けられますと、それを根拠にして様々な法律がつくられて、2項の制約がそこに及ばなくなる。つまり、海外での無制限の武力行使が可能になると。そうなれば、戦争を誘発し、軍事力増加につながります。どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

併せて、次に消費税増税の問題です。来年10月から予定どおり消費税を10パーセントに増税すると宣言をいたしました。しかし、4年半前、消費税を5パーセントから8パーセントに増税したことによって、家計消費は一時的どころかいまだに落ち込んだままで、2人以上世帯の実質消費支出は25万円も減っております。こんなときに増税を強行すれば、消費が一層冷え込み、景気がますます悪くなるのが火を見るよりも明らかです。消費税増税は社会保障のためとありますが、しかし、所得の少ない人ほど負担が重くのしかかる。弱い者いじめの税金である消費税を立場の弱い方々を支える社会保障の財源にすると、口では言っているが全く逆行しております。

しかも、現実はどうでしょうか。消費税が導入された1989年度から2018年度までの30年間で、国民の皆さんから集めた消費税の税収を累計すると372兆円に上ります。ところが、社会保障は充実どころか、年金は削られ、医療費の窓口負担は増やされ、介護保険料の利用料は上げられるなど、改悪の一途をたどっております。

どうしてこんなことになるのか。調べてみると、同じ時期に法人3税の税収は累計で

291兆円も減っております。つまり、消費税税収の約8割が社会保障のためではなく、結果的に大企業を中心とした法人税減税の穴埋めに使われたこととなります。

これでは社会保障がよくなる訳ではありません。こんな政治を町長はどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

地方自治体の役割についてです。地方自治体の役割は、国やほかの地方自治体との役割分担の調整、議会による自治体の運営方針の決定、各種税金の確認や督促、まちづくりの推進、社会福祉の提供など、非常に多岐にわたります。地方自治体には、そこに属する全ての地域や人に対して、これらの様々な行政サービスや福祉の増進を提供する義務があります。地方自治体の一番の存在意義は、そこに住む人々の平和と生活を支えることです。住民生活に対するサポートは各自治体によって特色が異なります。海田町は若者も少しずつ増え、1981年、昭和56年以来、町民3万人を突破の勢いです。今後の平和と暮らしと地方自治体のあり方についてどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問の中学校給食については教育委員会から、その他の部分については私から答弁いたします。

減災から防災社会をいかに高めるかについての質問でございますが、1点目については、災害に強い町を作るためにはハード対策とソフト対策の両輪をとともに強化していくことが重要であると考えております。公共施設に限らず、住宅等の民間施設の耐震化や防災訓練の実施など、適切な役割分担の下、住民、企業、行政等が連携して、防災減災に取り組む必要があると考えております。

2点目については、災害に強いまちづくりには、住民の防災に対する知識や意識を高めることが大変重要であると考えております。そのため、町においては、町民参加で行う防災訓練の実施、自主防災組織等への訓練支援及び防災講話、自主防災リーダー育成事業、土砂災害ハザードマップの作成への住民参加により、防災に関する知識の普及や意識醸成を図ってまいりました。今後も様々な施策を展開し、防災に対する知識や意識を高めていただけるよう努めてまいります。

3点目については、災害対策基本法の中では、災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各段階に分けて規定されております。こうした考えに基づき、海

田町地域防災計画においても、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画の段階ごとに取組事項を規定し、多様な防災業務を推進しております。

具体的には、災害予防については情報収集、情報伝達の整備、防災訓練の実施、自主防災組織の活性化、要支援者対策、食糧、生活必需品等の備蓄、各種計画マニュアルの作成及び見直し、インフラの整備などに取り組んでおります。災害応急対策については、避難勧告等の速やかな発令、早期の避難所開設、仮設住宅の整備、応急給水など、状況に応じた対策を実施しております。災害復旧については、被災者生活支援窓口の設置、災害弔慰金、見舞金の支給、税保険料の減免、義援金の配分などを実施しております。なお、現在、8月21日に、海田町災害復旧復興本部を立ち上げ、計画的に復旧復興が進むよう各施策の進捗を管理しているところでございます。

4点目については、今後は平成30年7月豪雨における災害対応の検証を行い、その結果を基に課題を抽出し、対応策を立案して、住民参加の検討会での意見を踏まえ、地域防災計画を見直し、住民の啓発、防災教育など、ソフトの減災対策の充実を図ってまいります。

5点目については、継続して自主防災組織の設立の促進を図るとともに、地域防災計画に位置付ける活動内容である情報収集、伝達、避難誘導、避難所運営における協力など、それぞれを効果的に実施するため、新たな施策について検討する必要があると考えております。

6点目については、過去の災害を知り、その教訓を活かすことは重要なことであり、これまでも防災講話等の機会を通じて、町民に対し周知しております。この度の平成30年7月豪雨災害については、様々な記録を整理して、編さんし、防災教育につなげるなど、記憶が風化しないよう努めてまいります。また、大規模災害に備え、県が進めている津波災害警戒区域の指定に伴い、作成を予定している津波ハザードマップなどにより、町民が危機意識を持って避難行動に結びつくよう意識啓発に努めてまいります。

7点目については、社会インフラの高経年化に対応するため、施設の定期点検に基づき、改良や修繕等を計画的に行っており、今後も引き続き実施してまいります。

続いて、自主防災組織、自治会の役員等の高齢化に伴う組織力の低下の問題は、防災面の取組だけでは難しいところがございます。自主防災組織の基礎単位となる自治会の活性化、若い世代の活動が重要であることから、これまで自治会への補助や会員への加入促進の取組等を行ってきており、引き続き、地域の対応力の向上に努めてまいります。

8点目については、地域防災力の根幹をなす自助、共助、公助の考え方については、今後も防災訓練、防災講話などの機会を通じ、住民に対し周知徹底を図ってまいります。今後、災害に強いまちづくりを進めるためには、この度の豪雨災害を教訓として災害への対応を検証するとともに、課題を抽出し、地域の皆様と対応策を協議してまいりたいと考えております。

続きまして、平和と暮らしと自治体の役割についての質問でございます。第1点目の憲法9条のお尋ねですが、憲法改正については国政の場において十分に議論され、国民に説明された後、最終的には国民投票により、国民自らが判断すべきものと考えております。

次に、消費税については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、少子・高齢化に正面から取り組むために、2019年10月1日に税率を引き上げて、教育負担の軽減や子育て層の支援、介護人材の確保等と財政再建とに、それぞれおおむね半分ずつ充当するものとされております。介護人材の処遇改善や幼児教育の無償化については、消費税率の引き上げ日に併せて実施され、税率引き上げによる経済的な悪影響を緩和する方策にも取り組むとされており、社会保障の充実を図りながら財政健全化を進めていくものと考えております。

次に、地方自治体の役割につきましても、地域の課題を解決し、地域のよい点を伸ばして、暮らしやすいまちづくりに取り組むことと考えており、引き続き、住民福祉の増進に取り組んでまいります。

それでは、中学校給食については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）佐中議員の質問に答弁いたします。

中学校給食についての質問でございますが、1点目については、学校給食法に定められているように、その重要性と教育委員会としての責務は十分認識しているところです。教育委員会としても、児童生徒の心身の健全の発達、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うという学校給食法の目的に則り、どのような方法が最も本町の実態に適しているか、引き続き、調査研究してまいります。

2点目については、中学校への選択制デリバリー給食の導入検討に当たり、教育委員会としても貧困対策を一つの柱に据えておりました。児童生徒、保護者へのアンケート調査や昼食の現状を精査したところ、当初、教育委員会が想定していた貧困対策として

の効果が望めないと分析いたしました。今後、中学校給食において、貧困対策という面で十分な効果が得られるような施策を進めていくために調査研究をしてみたいです。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）再質問をさせていただきます。

まず最初に、減災から防災社会へということで、自治体の防災力をいかに高めるかについてです。これから、日本列島は地震をはじめ、台風や豪雨、土砂災害、河川決壊、津波や竜巻など様々な災害に関して、かなり苛酷な状況、今日起きるか分からない、また数年後に起きるかも分からないような状況、こういう可能性がある訳で、今盛んに言われている、特に南海トラフについてのこうした対策、いったん被害が起きれば広島県が想定した被害状況を発表しておりましたが、これに対する町の考え方ですね。もちろん、国や県、あるいは今までの防災のそうした計画、震災の計画等々ありますけれども、どのように対応されるのか、通常の一般会計のもとでのこの地方自治が求めている福祉の増進、これはそれとして行わなければならないけれども、特に人命にかかわる問題、あるいは町民の財産にかかわる問題、これが大きく予測される。30年以内には必ずといっていいほど起きるといふそういうデータ、あるいは専門的な学者がおる訳ですが、これに対して町長はどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）海田町は様々な災害が起こり得る土地柄といえますが、地理的条件になっております。その中で、議員がおっしゃられた南海トラフ地震についてでございますが、全壊家屋1,429、半壊家屋4,347、そういった調査報告も出ている未曾有の災害となっております。そのために本町では、災害時の支援協定の推進、それから地域の防災力を高めるための講座、町長答弁にもありましたけれども、広島県がこれから指定するであろう津波の区域に伴ってのハザードマップの作成づくり、そういったソフト対策を充実させて対応させていただきたいと、そのように考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）答弁のとおりで、今すぐという訳にはいかないような状況、長年積み重ねてきたそういう人的あるいは物的の対応が必要になってくる訳で、特にこの災害の問題は1995年の阪神大震災、これが起きたときから、どういうかな、10年サイクルぐらいで連続的に災害が起きておる訳ですね。そうした面で、今まで築き上げてきた知識や意識あるいは防災に対する施設、これを最大限に活かしながらその積み重ねが減災につ

ながっていくという状況だろうと思うんですが、今までの考え方よりも変えて、その位置付けをしなければならないというように私は感じるんです。町長、どのように考えるかお尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）やはり、大規模災害に対応していくに当たりまして、公助だけではなく、自助、共助という部分が、非常に、今後重要になってこようと思います。そこら辺の理解を町民の皆様に深めていただく、こういったことが施策として必要であろうと考えておりますので、そこら辺の対策を行っていきたいと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）くどくど言うてもしょうがないので、私が考えてきた、あるいは提案をしたりすることで、三つ目にお尋ねいたしますが、犠牲者が出るのは仕方がないという考えが、災害状況によっても違う訳ですけれども、そういう考え方を持っておったら、手を抜くところが出てくる訳ですね。それを防止するのが地方自治の役割であったり、県も地方自治ですが、国のそういう対応、特に広島県は日本一災害の多い、あるいは箇所なんですね。知事は日本一住みやすいと言いますが、それは通常のことであってはそういうことが言えるかも分かりません。それでも、私のデータでは27位でしたかね、この住みやすいという順番がありましたけれども、しかし、災害については、47番目、3万7,000カ所ぐらいある訳です。犠牲者が出るのは仕方がないという考えを持つと、詰めが甘くなる、1人でも犠牲者を出さないようなそういう行政をやるのが、今回の教訓だったと思うんです。もちろん、執行部は不眠不休で努力をされて、各市町よりも早く指令を出したり、指示を出したりされた努力は大いに認めるところです。それが減災の大きな一つの要因にもなったと思うんです。

だから、本当に防災の原点に立ち返る、それは、今まであった災害を防災マップを作るときに、下岡議員と一緒にこの土砂災害の問題で、明治40年の写真を出してあったと。100年掛かって同じことが起きておる訳ですね。そういうのをもとにして、喉元過ぎれば何とかという、そういうのではなくて日常そういう、物的もそうですし、人に対するこの教育のあり方もそうです。知識や意識をあらゆるところでそういうのをやっていかなかったらいけないと思うんです。

防災に対して、そういう人づくり、あるいは対応、これを、今以上にやらなければならないというように考えるが、今までの、もちろん努力されてここで、図上いうんか、

訓練もやられたり、実際現場でもやったり、いろんな訓練をやっておいでですが、その結果を見れば、職員、ある程度知識は高まっていると思いますが、住民との関係は全く、これがバランスが取れていない。そのために、いろいろ指令を出しても、なかなか、それが発揮できないというか、効果が出ないという結果になっております。

これをどのようにされるのかお尋ねします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）職員につきましては引き続き、図上訓練であるとか参集訓練を行って、職員の防災力を高めていきたいと思っております。今、議員が言われた町民さんについてでございますけれども、例えば、昨年度から自主防災リーダー育成事業を行って、50人の参加がございました。今年度も引き続き行っていますけれども、今のところ、141名の参加がございまして、3倍近い町民の方が参加していただいております。

こういった町の取組を引き続き、継続、拡充、強化をして、素地を作っていくって、町との連携を更に努めていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）時間のバランスを取りながら進めなければならないと思いますが、いろいろ言いたいことがあるんだけど、一番気になったことを言います。今回の教訓で緊急速報メールで明飛川流域の土砂災害警戒区域にお住まいの方へ危険が迫っているので避難指示、緊急と速報メールを出されました。ところが、11月の私ども自治会で健康ウォーキングをしたときに、私、災害場所を案内しながらやったときに、明飛川はどこですか、というのを聞かれたんですね。それはそこに住んでおられる方なんです。非常に私びっくりして、我々が持つ意識とそこに住んでおられる、あるいは指示をするところは非常に温度差があったり、格差があったり、そういうのが知られていないという、非常に恐ろしいような状況を耳にした訳です。

これらの対応についてはどのように考えるのか。私、海田町の地図で川の名前を調べようと思ったら、なかなか出てこなかった。それで調べてみた。それは広島県が出した土砂災害ポータル広島というところで、ずっとこうパソコンで拡大をしていくと、やっと上流の方とか薄い字で出てきた。ざっと見てですよ、24の川があるんです。瀬野川とか尾崎川とかいうのは誰でも分かる訳ですが、この奥之谷川、これもなかなか知られていない。それから、赤羽根川も大体分かります。国信川であったり、金丸川というのが、ずっとある訳ですね。

もし、その場所で集中豪雨で危険な場所というのは、川の名前、あるいはその付近の名前を出す訳ですが、海田町は人口が増え、世帯が増えておるのに、なかなかそれが伝わらないような状況も含めて、やはりそこに住む方々に対して、川の名前やら緊急に要する、あるいはメールで発信する場合に、ちゃんとその方々に徹底をしてする必要があります。いくらメールで避難してくださいといっても、明飛川はどこですかと言われたんでは、逃げようがないし、対応の仕方もないというように思うんです。

この前の全協でもそのことを言った訳ですけども、今後、どういうふうに、そこだけの川だけではなくて、唐谷川であるとか、奥之谷川もそうですよね、これをどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）この度は、明飛川流域ということで、少し地域を限定して避難勧告とか出させていただきました。これから、特にメールであれば、三迫一丁目何番何号というような括弧書きもできるものと思っております。そもそも地元の人がその川の名前を知らないというところについては、これからどのようにするかというところがございますけれども、この前もお答えしましたけども、あれからいろいろ見てみますと、やはりたくさん、その明飛川だけではなくて、今言われましたように奥之谷川であるとか、赤羽根川であるとか、いろんな河川があります。それをどのように周知していくかというところで、今、我々もちょっと検討しているところでございますので、そこら辺は今後行うアンケートであるとか検証業務の中で一つの大きな課題として捉えて検討させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）本当に犠牲者を出さない、また財産を守るという立場から見れば、先ほど言いましたけれども、広島県最大の危険箇所があるんですね。数字が出ましたから、3万1,987カ所、これをやろうと思えば333年掛かるというんです。この前の議会の中で、人的なそういう対策、それをするとどのぐらい掛かるかという、200年掛かるというんですね。

しかし、現状をよく見ると、ここ、10年で安佐南区や佐伯区、そして今回の、もう犠牲者が74人あったり、あるいは今回108人か、その前後犠牲者があるんですね。100年のうち、あるいは200年のうちにもものすごい犠牲者が出ることになる訳ですね。本当に広島県に置かれている土質の問題であるとか、そういう斜地、急傾も含めて、谷のことで

すけれども、それらに対する対応、町だけではとてもできないような状況ですが、それを積極的に、今回も、町長が被害を受けた市町の中で一番先に申し込んで実現を数か所するというお話も聞きましたけれども、それをもっともっと積極的にやらなければ前に進まないという、声を誰かが上げなければ到底できないと考えるんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）ハード対策につきましては、基本的には管理者である広島県さん若しくは国交省さんの方に促進について、町としては引き続き要望していきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）是非努力をしていただきたいと思います。今回の教訓、非常に数多くあると思うんですね。今までの防災に関するいろんな計画、見直しをしなければならないというように私は感じるんですが、いろんな教訓の中でその見直し、これはどういうように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この度の災害、非常に甚大な被害を受けて、町としてもいろんな対応をしましたが、やはり完全というような対応ではなかったという認識でおります。今回の災害を教訓として、弱かった部分、そういったものを当然に強化していく訳でございますが、その中でやはり住民の皆様と一緒に対策を練っていく、これによりまして町全体、住民さんも巻き込んだ防災対策というものができてこようかと思っております。こういったことを行いながら、町全体として防災、減災に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと時間のバランスを考えて、教育委員会の方にお尋ねをいたします。

給食の問題で、答弁には、引き続き検討すると、調査研究をしてまいりますという答弁がございましたけれども、中学校の給食実施の問題で、文科省のホームページの中で学校給食の実施状況、これは給食の実施率は94.1パーセント、小学校も含めてですね。これがデータで出ております。中学校の給食の実施率は85.4パーセントというのが、私の調べである訳ですね。海田町の中学校の給食の未実施はこの15パーセントの中に入っていると、私は判断をする訳です。これでは、本来の学校給食の原点というか、これか

ら大きく外れたりずれたりしておるのように感じるんですが、学校教育委員か、施策ですね、どのように考えですか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員がおっしゃったように、最初の教育長答弁にもありましたように、教育委員会としても給食の重要性、そして教育委員会の責務については十分認識しているところでございます。そうした中で、今後、どのような給食のあり方が、本町の実態、本町の生徒の実態に一番即しているか、一番最も合うものを引き続き、調査研究し、最もよいものを導入していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）中学校の学習指導要領の一番下のところで、食育の観点を踏まえた学校給食とあります。このように、もはや中学校給食を実施している前提で書かれている学習指導要領で、これから見ても今海田町がやっている給食、私、食い違っているし、齟齬が、食い違いがあって考えが違うというような、そういう意味ですけれども、こういう齟齬があるというようには、教育委員会としては思っていないですか、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）食育の観点からということでしたが、県の方も食育に関する指導として、三つの視点を持っております。まず1点が、今議員がおっしゃった給食の時間における食に関する指導でございます。これについては今中学校の方では十分できていないという実態はございます。ただ、それ以外の側面としては教科等における食に関する指導がございます。

例えば、家庭科であるとか、社会科であるとか、特別活動であるとか、そういった場での食に関する指導は、各教科、各時間においてできているものと認識しております。また、個別的な相談指導ということで、食に関する健康課題に有する児童生徒に対しては、関係する教職員が共通理解を図り、家庭、保護者と連携し、個別的な相談指導を行うということも定められております。給食の時間におけるもの、教科等におけるもの、個別的な相談指導におけるもの、この三つのバランスをもって行っていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることは分かるいうんか、意味は分かります。中学校の給食、

私、議員になってからずっとこのことは主張して、特に私の子どもが小学校から中学校に移るときは毎回のように発言を重ねてきて、それでも実現しなかった。当時、愛情弁当というような言葉が、非常に横行いうんか、そのことが親の認識もあったし、子どもにもあった。

ところが、今は違うんですね。子どもの貧困対策の推進に関する法律、これは国会で全会一致で成立いたしました。それに基づいて閣議決定された子どもの貧困対策に対する大綱、この中で、貧困は子どもたちの生活や成長に様々な影響を及ぼすがその責任は子どもにはない、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されるものではない、このように、貧困が世代を越えて連鎖することのないようにというのが法律の趣旨なんです。

ところが、今の社会の状況を見ると、年間200万円台が1,000万人ぐらい、雇用の形態で、当時の小泉内閣の下でやられて、今日まで来て、所得が低く抑えられてきておるのが現状です。

海田町で人口が増えるのは、世帯が増えたり、あるいはいろんな条件の下で、海田町が住みやすいという面もあるかも分かりませんが、そうした中で、共働きというか、そうしなければ生活ができない。そうすると、子どもの方に対する愛情というんか、そういう子どもの教育に関する、あるいはしつけに関する、あるいは生活環境に関する影響が大であるというように思うんです。それを援助し、助けてやるのが学校教育のそういう無償化であったり、また、町の福祉の問題でもそのことが言える訳です。

子どもの食事や栄養状況を確保するためにも、そのことが必要ではないかと思うんですが、今の子どもの貧困対策の推進に対する法律、これを純粹に考えたら、しなければならぬと考えるんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） 今、弁当を各家庭が作って学校に持ってきているということと貧困対策、実際に弁当を作るところが難しい家庭もあるのではないかと御質問でした。

実際に、学校の方に教育委員会としても出向き、子どもの実態を見たところ、ほぼ、ほとんどの子どもが家庭から弁当を持ってくる状況でございました。中にはクラスに1名ないし2名程度、時に応じては弁当を持って来れずに学校が仲介しております弁当業者に注文している家庭もあるとは聞いておりますが、ただ、ほとんどの子どもが家庭での弁当を持ってくる。そういったところから、教育委員会としても、当初こち

らが想定していた貧困対策に十分な効果がないのではないかと考えた点が1点ございます。

また、貧困対策という観点におきましては、この給食以外にも、例えば就学援助であるとか、その他の点で考えてまいりたいと思いますし、給食も含め、全ての点での貧困対策というふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろ答弁を聞くと、引き続き研究をして、先延ばしにしているというの、私、印象をものすごい受ける訳です。いろいろ理由を重ねておられる。私から見ると、やろうとする気持ちが伝わらない。やらないような理由をずっとこう並べておられるような感じ、答弁の中で受ける訳ですね。

このままいくと、今、この周辺、23市町がありますが、広島県入れると24、広島県は五日市を、朝食は提供するというので、9月からモデル地区としてやっておいでです。これは小学校の部門ですが。このままでいくと、海田町の中学校だけが、どんどん遅れた状態になっていくのではないかと私は思うんです。県内の中学校で給食をやっていない、やっていないといったら、ミルクじゃ、パン給食はやつとるいうて、そのことを言われるけれども、実際、本来の給食のあり方の問題、ここまですっと追及をしていくと、やっていないというように、私は感じる訳です。

ですから、改めて、中学校の実施を求める提案なんですけど、いつまでこの調査研究、私から言わせたらもう40年調査研究をやって、まだやるというような、やっぱり日にちを切って、期限を切ってやる。こういう状況でなかったら行政が前に進まない。ずっとずるずるいっていく。こういう感じを受けるんですが、それはどうなんか、お尋ねします。

教育委員会だけでこの判断ができないと思う。教育委員会も私町政の方、町長、理事者側もどっちも聞きたい。このままでいいのかどうか。その施策を行うのは町の教育委員会の費用だけではできないから、町はどう考えておるのか、子どものそういう育て方、どうなのかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）給食実施については、学校教育法で地方公共団体が努力することとなっておりますので、当然、給食について考えていくというのは教育委員会の責務です。

先ほど、議員の方から、文部科学省の中学校給食についてのデータが示されましたが、

それがどのような取り方で八十何パーセントかというのは、私はちょっと持ち合わせていないんですけども、中学校給食は決して、何て申しますか、大都市圏におきましても、先般から検討してきました選択制デリバリー、これは新聞紙上やニュースで報じられていると思いますけど、決して、中学校給食においては全員喫食というような形での給食の実施というのは、ちょっともう1回調べてみないと、八十何パーセントというのは断言できないと思います。

それらも含めまして、中学校の給食におきましては、時代に即した実施を求めていかなければならないので、本町におきまして、その総合的に考えたときに、本当に貧困対策になっているのか、また子どもたちの栄養の状態はどうか、それを全て考え出して、一番時代に即した対応をしていくべきだと思いますので、決して、給食の問題を先送りしているとか、そういった認識は持っておりません。

以上でございます。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）今、教育委員会の方から答弁がありましたように、調査研究をしながら、どのようなあり方がいいのかというのを受けながら、町としてはその検討が進む段階で、協議しながらしっかりと方向性を定めていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）教育委員会はやりたくても、お金を持っている町、町長部局ですね、教育大綱が変わりましたから、合同でやる場合もありますけれども、しかし、本音として教育委員会はやりたいんだけど、町執行部の方がいろんな問題があって、そこまで力を入れていないというような状況がこれまでにありました。それで、町側でちゃんと学校給食、子どもの貧困対策も含めて、子どもの健全な育成のために給食問題、これを考えていかなければならない。学校の教育の問題でなくて、人間のそういう育成、人間形成のために必要だと思うんです。これ、どうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）議員、御指摘のような内容もしっかりと私も実態を理解しているというふうに思っております。今回のアンケート調査にいろんな御意見が出ました。そういった中にきちっと精査された形を吸い上げた中で、町としても方向をしっかりと定めていきたいというふうには考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）もう時間がわずかですから、最後の問題で、平和と暮らしと消費税の問題をお尋ねいたします。

まず、最大の暴力は戦争なんです。それを今やろうとするのが、この、私としてはそう思っているんです。そりゃ、考えの違いがあるから、意見が分かれるかも分かりません。分かれるかも分かりませんが、軍事力を高めるということは、物を壊し、人を壊すという武器を揃えることなんですね。武器というのは、ものを生産しないんです。ものを壊すもの。新しい武器ができると、今まで持った武器は、もうくず鉄同然になる訳です。無駄なお金を使って、人が人を殺す、こういう施策を、今、とって、私から言わせれば資本主義の社会を守っている。国民が中心の社会を作っていない。

特にアメリカは国益を守るために、全世界に基地を置いとるんです。その国益は何かというと、アメリカの資本が世界中にばらまかれておる。例えば、石油一つとっても、ほとんどの石油メーカーは外資なんですね。ただ一つ、日本で出光が日本の資本が入っている。これ、4パーセントぐらいしか入っていないんです。あとは全部外資。それを資本が、国民の中心のそうした町いうんか、そういう施策を、暴動が起こらない、あるいはそういう世の中を変えないために武力を持って制圧をしている。これが今の現状なんですよ。

私どもはそうした平和の問題、憲法9条に自衛隊を書き込むと2項が全部死んでしまう、このことによって非常に戦争が起きやすい状況になるんですが、町長、それをやめさせる方向、本当の町民や子育てというのは、戦争をなくすることなんです。

その原点に立てば、軍事力の拡大というのは大きな間違いだと思うんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この憲法9条の改正につきましては、様々な御意見があろうかと思えます。そういった意味で最終的には国民投票によって国民自らが判断するというような手続きになっているものと考えております。そういったことで国民の皆様の判断によるものと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）あと、時間がないんですが、消費税の問題でお尋ねします。

消費税、平成元年からやりましたから、約30年間で372兆円を国民から消費税を徴収いたしましたけれども、法人資産税の減税が291兆円、78.22パーセントが消費税、国民

が払った分は大企業の減税に充てられておる。さっき、町長答弁の中で言われましたけれども、社会保障に回るとか。そういうお金は国債を発行して、1人1,000万円以上の借金を今抱えておることになる訳ですね。それで、国が1,000万円、町が普通会計で一般会計で約30万円、下水道で30万円、それで県があつたら約1,100万円ぐらいの借金になる訳ですが、こういう国民負担ばかりで社会がよくなる状況、これをどう思うか、町長、最後に答えて、私の質問を終わります。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の消費税率の引き上げにつきましては、町長答弁にもありましたとおり、「経済財政運営と改革の基本方針2018」の方で、要旨がまとめられておりまして、消費税率の引き上げに伴う増収分については、教育費の負担の軽減、子育て支援層、介護人材の確保と財政再建とのそれぞれおおむね半分ずつ充当するとされ、そのように活用されるものと考えております。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。今日は2点質問をします。

まず1点目、こども女性110番の家について。こども女性110番の家が設定されて、かなりの年数が経っております。閉店したり、空き家になっている可能性もございます。再度、点検すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、新公民館を文化の拠点に。新公民館の建設が進んでおります。この新公民館を町の文化の拠点として町内、町外に発信してはどうでしょうか。特に、ホールは、演奏会や講演会等の利用に重点を置くべきだと思います。スポーツ系の利用については現公民館、新しくできれば旧になるんですが、現公民館の体育館を継続して使用していただくことで解決できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問の1点目は私から、2点目については教育委員会から答弁

いたします。

こども女性110番の家についての質問でございますが、こども女性110番の家については、海田町防犯組合連合会と青少年育成海田町民会議と共同で行っている事業で、平成9年から実施しております。

以来、毎年、各学校のPTA活動として新規設置や廃止、継続の意思を確認しており、平成29年10月までは空き家等になっていないことを把握しております。

今後も両団体、学校、事務局と連携して、確認等を毎年行ってまいります。

それでは、引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）多田議員の質問に答弁いたします。新公民館を文化の拠点にとの質問でございますが、新公民館は基本計画の基本コンセプトの中で、地域づくりの拠点として、文化、歴史、音楽、健康、スポーツ等を各種活動に対応した場として、また様々な情報を発信する拠点としており、町内外に対し、本計画に即した情報発信をしてまいりたいと考えております。

また、スポーツ系を、先ほど現と申されましたけど、旧と申し上げます、スポーツ系を旧公民館の体育館を存続し利用してはどうかとの質問につきましては、旧公民館は耐震補強はされているものの基本計画で築後約40年を経過しており、今後も長期にわたり建物を利用するには内外装及び建築設備の全面的な更新が必要とされていることから、存続利用には課題があると認識しております。

以上です。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）まず1点目のこども女性110番の家ですが、先ほど答弁にありましたように、毎年検討されているということですが、29年の10月まで、要するに去年の10月までは空き家等になっていないということ把握しておるということですが、毎年されているんなら、今年の30年の10月についてはいかがなんでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）毎年10月前後にこういった点検をするんですけども、今年は災害があった関係で、各学校にお願いするのをまだしていない状況でございます。12月中には各学校に依頼をして、年度内には名簿といいますか、そんなのを取りまとめようと、そういうふう考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）これ、なぜこの質問を出したかという、この前も海田中学校でこども議会がありまして、その中でこども議員の1人がこの質問をされました。私もいろいろバイクで仕事中に走っていると、110番の家って、今そんなに目につかないんですよね、以前ほど。やっぱり商店が閉まったり、古い家が空き家になったり、潰されたりして、何か110番の家って、そんなに今目につかないんですけど、この状態でいいんでしょうかね。

もっと、学校、PTAとも協議して増やすべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。今は現状を調査して継続するかどうか、新しく、新規にと書いてあるけど、なかなか新規は難しいじゃろうね。だから、今後について増やしていくべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁にもございましたように、新規のものも数件ございますし、建替えとかお店の閉鎖に伴って、また数件削除というものもございます。これは各学校のPTAの方に活動としてお願いしている訳でございますけれども、引き続き、町が協力できることもあれば、一緒にその増やす方法というものについては考えたいと思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）基本的にはこれは町民会議の方でやられておるんだと思うんですけど、プレートについては町が作ったんですよね。町民会議の予算で作ったんですけど、一応、これは町が補助金を出されてやっている団体ですから、あそこが作ったんだと思うんですけど、余分なプレートが今あるかどうか、ここで分かりますか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）プレートの作成に関しましては、防犯組合連合会と町民会議の方で折半して支出の方をしております。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）毎年の新規追加に伴って、何枚か出しているのは承知しておりますけれども、それが今何十枚残っているかという細かいところについては、その辺、ちょっと承知しておりません、済みません、

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）役場が直接関与していないので、それは分からないかも分かりませんが、できれば新規に、もっと、というのは、今メールで不審者情報が結構入ってくるのは、多分御存じだろうと思うんですけど、海田町で事件がありましたよというのが結構入ってきますよね。ですから、110番の家を新規に新しく作るように、PTAの方にも要望していただきたいと思うし、この防犯連組合と町民会議に対して新しく設置してほしいという要望を町の方から言ってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員、御指摘のとおり、やはり逃げ込める場所というのが町内に広くあるということは、子どもたちの安心・安全を守ること、女性の安心・安全を守ることにつながるだろうと思いますので、これについては、広く町内に広まっていくようにPTA等に対し、要望してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）よろしくお願ひします。それで、こども110番の家のPRについて、やっぱりかいた広報等でPRしながら募集するというのも一つの手だと思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）その辺についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それでは次の公民館の件ですが、現公民館の体育館が40年以上経過しており、長期にわたり建物を利用するには更新が必要だという答弁でしたが、耐震補強をして多分まだそんなに年数が経っていないと思うんですけど、全面的な更新が必要なんでしょうか。耐震補強した後、1回天井が落ちたりして、また直したりしていますよね。その辺についてはどうですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）町長答弁の方にもありましたが、内外装、建築設備、現在であれば、空調の方も老朽化がいつておりますので、そちらの方の設備更新も必要になろうかと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）そうすると、あと2年、使わにゃいけん訳ですよ。新公民館ができるまで。その辺も、あと2年はもたないの。大丈夫なんですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）現在、空調の方は調子が悪い中で、多少の修繕を行いながら何とか2年もたせるように進めているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）調子が悪いながらもごまかしながら今使っているような状況だと言われたんですけど、それじゃ、使われる方のいろんなことを考えて、健康等も考えて、今やっぱり修繕すべきじゃないですか。ちょっと趣旨と外れるかもわからんけど。やっぱり、修繕をしながらやらんと、ごまかしながら2年間何とかもちゃいいよという考え方じゃ、ちょっとまずいと思うんだけど、どうですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）現公民館のホールにつきましては、先ほどから課長も答弁いたしましたとおり、若干、細かな修繕が必要なところは確かにございます。そういうことがございますので、例年、いわゆる修繕料を予算化させていただきまして、対応をさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）空調に関しても、修理する方向で検討しているということでも理解してよろしいんですね。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）現在は、大幅な修繕というのは、今見込んでおりません。したがって、小修繕といたしますか、という形で当面賄っていかうというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それで何とか2年もたそうという考えなんでしょうけど、私、この前の議会で、前の前の議会ですね、現公民館の活用について質問をさせていただきましたよね。現公民館の活用について民間活用も含めて考えたらどうかというふうに提案をさせていただきました。体育館についてもこっち側の本館についても、修繕しながらでも何とかあと10年、20年は多分使えると思うんですよ。新しくできる公民館については、というのは、隣の安芸区民文化センターのホールというのが、なかなか海田町の色々な団体、吹奏楽とか太鼓とか色々な団体があるんですけど、予約が取りにくい状況ですよ。多分、御存じだと思うんですけど。海田に新しく公民館ができて、今度はどんどん使えるなど期待されているんだけど、ただスポーツも、卓球とかいろんな団体が使いたいと

思われているでしょう。

現公民館、例えばバトンの団体さんとか子どもジャズダンスとかいろんな団体がありますから、そういうのがどんどん入ってくると、その文科系のコンサートとかいうのがまた取りにくくなって、なかなか発表の場がないというのを聞く訳ですよ。ですから、今の公民館の体育館を修繕しながらでも残して、体育系の人があちらも使っていただく、もちろん新公民館も使っていただくんですが、両方を活用すれば文科系の発表については新公民館を優先的に使っていただければ、海田町はすごく音楽なんかでも、この近隣の町に、団体に発表できるいいものを持っているんですから、その辺の検討をしていただきたいと思うんですけど、今の公民館は古いから壊すだけよというんじゃないくて、そういうふうな検討をしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）新公民館が建設後の現行の公民館、旧公民館という形になりますけれども、それについて今駐車場の件については確定をしておりますけれども、それ以外の部分について新公民館開館後に検討するという方針で今進んできております。したがって、議員、仰せのような件につきましても、新公民館建設後に方針を検討させていただきたいと思います。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）若干、今の答弁訂正させていただきます。建物の利活用ということについては、以前も御答弁申し上げておるとは思いますけども、公民館建物の課題があるということで建替えとなったということ踏まえて、建物活用ということは現時点検討しておりません。今、教育次長が申しあげましたのは、跡地についてどのように今活用していくかということについて、その部分については新しい海田公民館の利用状況を見ながら検討していくということでございますけれども、建物については、今のあるものを使うということの検討というのは、今視野にはございません。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）今、副町長の方からは新公民館ができたなら、恐らく旧公民館は取り壊して、跡地利用について考えるという答弁がございましたので、多分、そうなるんでしょう。教育委員会とちょっと答弁が違うんですけど。それについては、またそのときに提案をさせていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（桑原） 7 番、下岡議員。

○7 番（下岡） 7 番議員、下岡です。

大きく 2 点について質問いたします。まず第 1 点目、防災対策基本条例制定について。海田町は地域防災計画を作成、見直しを重ねて万全を期したつもりであったが、7 月の西日本豪雨災害は、防災応急復旧体制の検証と改善が必要なことを示した。行政レベルの防災計画から、広く住民等を巻き込み、自助、共助、公助が相互に連携した動きとするために、海田町防災対策基本条例制定について問う。

まず 1 点目、今回の災害についてのアンケート実施後、どのように町民の意向を実効性ある災害対策に織り込んでいく考えか問う。

2 点目、被害の拡大を抑えるためには、避難を要する災害想定やどこに住む住民がどのタイミング、どの経路でどこに避難するのか、個別具体的に設定する仕組みが必要と考えるが、見解を問う。

3 点目、指定避難所へ避難した住民から、不慣れな運営を指摘する声もある。防災計画では実務に精通した職員を登録しておき、直ちに活用するとなっている。また、運営面で自治会自主防災組織等との間で、日ごろから協力関係を構築しておくとの改善を検討すべきではないか、問う。

4 点目、避難行動要支援者の措置が不十分であったとの指摘もある。町は要支援者に関する情報を収集管理し、避難支援者を定める等、個別プランを作成することになっている。また、自主防災組織、民生委員、消防団等と連携する体制を構築するともなっている。未完成であるが、どのように取り組むつもりか、問う。

5 点目、災害応急対応について防災部長等は町民からの通報等により被害の概要を把握し、関係部署等へ連絡し、町は必要と判断した場合、県を通じて自衛隊派遣を要請するとなっているが、重大被害を受けた被災者からは十分でなかったとの指摘がある。検証の上、改善すべきではないか、問う。

6 点目、行政、町民、自主防災組織、事業者等が担う役割責務を明確にする目的で、海田町防災対策基本条例を制定してはどうか、問う。

大きく 2 点目、中学校給食について。教育委員会はデリバリーを進めるとする、これまでの方針をアンケートでの保護者、児童生徒の回答や教育委員の意見を受けて撤回し、当面、現状の弁当持参を続けることと、デリバリーを含め中学校給食の調査研究を継続する方針を示した。

質問します。まず1点目、アンケートや教育委員の意見聴取前にデリバリーに決めたことは、手順前後であり、議論の混乱、後退につながったことは問題ではないか、見解を問う。

2点目、学校給食法は第4条で、学校設置者は学校給食の実施に努めなければならないとある。現実に全国の約9割の中学校で学校給食が導入され、県内の大半の市町中学校で完全給食が実施されている。議論の停滞は許されず、早急に結論を出すべきではないか、見解を問う。

3点目、学校給食の調査研究を継続とは、出発点をどこに置き、どのようなスケジュールで行うのか、具体的に説明を願う。

4点目、今回でデリバリーは2回目の挑戦失敗であり、次回もデリバリーと言うなら、相当の理由がなければならない。アンケートや教育委員の意見を集約しても、自校調理方式の導入を中心に検討すべきではないか。ほぼ生徒全員が受け入れるという意味で、最善策である自校調理方式に消極的な理由を明確にすべきである。答弁を願う。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問の1点目については私から、2点目については教育委員会から答弁いたします。

防災対策基本条例制定についての御質問でございますが、1点目については、町民避難アンケートや自主防災組織等へのインタビュー結果をもとに分析、検証を行って、課題を抽出し、住民参加による対応策の整備や対策を立案して、地域防災計画等に反映することにより、実効性のあるものにしてまいります。

2点目については、自然災害は刻一刻と状況が変化するものであり、その状況に応じて、自助、共助の考え方にに基づき、各地域で住民自ら自主避難の判断や避難情報の発令により、避難行動を開始し、道路状況、気象情報等を考慮して、避難しやすい避難所を選択できるよう、避難計画の作成支援などを行ってまいりたいと考えております。

3点目については、職員については、防災訓練や避難所運営訓練等により、避難所運営能力を向上させてまいります。また、災害時における自治会、自主防災組織の避難所運営に対する協力について、役割を明確にし、防災訓練等で実践することにより、円滑な運営ができるよう協議してまいりたいと考えております。

4点目については、避難行動要支援者の個別プランを作成するための素地を作るため、

まず避難行動要支援者名簿を自主防災組織等へ提供を開始できるよう、検討を進めてまいります。今後、検討会での意見を取りまとめ、自主防災組織等への説明会を行いたいと考えております。

5点目については、町が自衛隊の災害派遣が必要と判断したものについては、知事に対し要請を行い、畝、三迫地区に派遣していただきました。今後も自衛隊との良好な関係構築に努め、災害発生時には連携が図れるよう努めてまいります。

6点目については、防災は行政のみならず、町民、自主防災組織、事業者等それぞれの役割や任務を明らかにし、連携して取り組むことが欠かせないものと考えております。まずはこの度の災害に関し、アンケート調査やヒアリングなどを行い、課題を整理し検証した上で、本町の施策に合った条例の調査研究を行ってまいりたいと考えております。

それでは、引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）下岡議員の質問に答弁いたします。中学校給食についての質問でございますが、1点目については、中学校給食の検討に当たり、全ての方法について調査研究した結果、実施するとするならば選択制デリバリー方式と方針を決定した次第です。

選択制デリバリー方式検討するならば、前回、申込率の低下により中止した経緯があるため、児童生徒や保護者の意向を確認するためのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、今回の決定に至ったもので手順が前後していたとは言えず、議論の混乱、後退につながったとは認識しておりません。

2点目については、学校給食法に定められているように、学校給食法の重要性と教育委員会としての責務は十分認識しているところです。教育委員会としても児童生徒の心身の健全な発達、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うという学校給食法の目的に則り、どのような方法が最も本町の実態に適しているか、引き続き調査研究してまいります。

3点目については、今後、選択制デリバリー給食を含め、様々な方法について調査研究をしてまいります。

4点目については、今後、給食のあり方について総合的に調査研究してまいります。以上です。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）まず、防災基本条例の制定ですけれども、やるともやらんとも答弁が全く

ないんです。やるのかどうするのかということを知っているんですけども、その答弁がないんですけども。これについては、今はっきりしているのは、今回の西日本豪雨災害を受けてアンケートをやりますと、その結果を受けて検討しますという段階で、付け加えて言うなら、自主防災組織等も協議して、これから望ましい方向、対応策等を検討してまいりますということなんですけども、あくまでも基本は、ここにあるように、地域防災計画なんですよ。それに基づく各種マニュアルということになっているんですけども、それというのは、町が一方的に作ったものでしょう。今回の災害でも明らかじゃないですか。町民はいくら言っても避難についても、早期避難といっても、確かに早くいろんな災害情報を出されましたが、避難準備とか避難勧告、避難指示なんかはね。そのタイミングは良かったけども、それに基づいて果たして十分だったかということについては、やっぱり反省すべき点がある。

これは町だけじゃなくて、私たちも反省しなくちゃいけない。特に1名死者が出た。しかも、私の近所です、これは反省しています。町長も非常に気にされて、心痛めておられる。だから、そういうことが起きないために、町が一方的な計画だけでなく、自主防災組織も含めて、町民も含めて、どういう方法であれば避難が必要な方が避難していただけるのか、災害によっても違う訳ですよ。

西日本豪雨災害、あれだけの災害になるとはその時点では誰も思っていないから、その時点では自分の家にも安全だと思う人は避難していません、私も含めて。それが果たして正しいかどうかというのは分からない。来てみて、実際に災害に遭ってみたいと。

この亡くなられた方もそうなんです。最初からもう避難所に行くつもりはなかったんですよ。でも、状況が刻々と深刻化してきて、やっぱり家にいたら危ないと思われて、判断を変えて避難所に行こうと。車で行こうにも、もう道路が寸断されて、車で行けないと。この方はどうしたかといったら、娘さんが中野に住んでおられるから、電話して下まで来てくれと、そこまで歩いて下りるからと。歩いて下りられる途中で災害に遭われた訳です。

こういう状況でなされている訳ですから、そういうことを踏まえると、もっと突き詰めて検討する必要があるんだと思う。誰がどこでどういう状況で遭うか、全く予測不可能ですよ。だけど、今回の場合は、事前に数十年に一度ということで相当な被害をもたらすだろうということで、私の近所の川のそばの人なんかは、あらかじめその情報に従

って避難した方も相当数おられる。

こういうことを含めたら、町の計画だけじゃ駄目なんですよ。町民、自主防災組織をどう巻き込むか、そのところが十分じゃないでしょう。あくまでも計画、マニュアルにこだわっているじゃないですか。

確かに自主防災組織と協議すると言われてはいるけれども、協議したら、ちゃんと文書にして明確にする必要があるんじゃないんです。ただ、打ち合わせをしました、あと何も残りませんよ、何年か、10年、20年後には。だから、それ、打ち合わせしたら、基本的なことを、何かの文書で残すべきじゃないかと、それが私は今の条例だと思っている。

海田町の減災か、防災か知りませんが、その条例ではないんです。合意した内容、やろうという内容を、細かくはそれは規則で定めてもいいけども、大まかには条例でやる。条例という以上は、町民に対してもある程度の法的根拠を持った縛りというか、努力義務にはなるはずですから。やらないよりはましでしょう。それでも、そういう文書が必要ないと、協議さえしときゃ、それでいいんだと、そういうことなんです。

ちょっと答弁求めます。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）議員、御提案の条例なんですけども、条例というのは海田町の防災のあるべきものを示して、その理念を示す。町民、行政、それからいろいろなものの責務を定める。その条例化によって、町と議会が、条例は議決が必要でございますから、同じ方向を向いて、その施策を展開していくものだというふうには考えております。

ただ、そのためには海田町で現状足りているものは何か、必要なものは何かというものを今回いろいろインタビューとかアンケートで整理をさせていただきたい。それに基づいて、今後、その条例がそもそも必要なのか、必要であればどのような内容なのかというのを調査研究させていただきたいと思っております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今、条例について調査研究って、1次答弁ではそういうこと全然書いてないじゃないですか。これからアンケートやった後、どういうことをやるかと聞いとるだけで、私が聞いているのは条例制定してはどうかと聞いとる訳だから、今のような答弁が1次答弁であるべきでしょう。

広島県は二重にこれについては条例を作っているんですよ。まず第1段目では、広島県は広島県防災対策基本条例を制定して、県民が自ら身を守る自助、あるいは共助だと

か公助で、それぞれの役割分担と相互連携を図っていると。まず、基本条例を作っている。更にその上に二重に、4年前の安佐南区の土砂災害を受けて、27年3月には「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動条例」を作っているんですよ、追加で。

難しい内容じゃないですよ。A4で4ページほどのものですよ。この目的というのは、広島県は災害死ゼロ、この「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」の目的というのは、自然災害死ゼロですよ。これを目的にしてやっている訳。それで細かく、今の県民だとか、町の役割だとか、県の役割だとか、事業者だとか、役割を大きくくくっている。細かくはやっていませんよ、A4だからね。そういう意味のものもある訳ですから、海田町も事細かく条例に織り込めとは言いませんよ。最低でも今の広島県の『みんなで減災』県民総ぐるみ運動条例」ぐらいは作ったらどうかということなんですけども、そのことについて、それすらも考えることはないということなんですか、どうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）町長答弁にもございましたが、自助、公助、共助によるその町民、自主防災組織、事業者等、それぞれの役割を明確にして、防災、減災に取り組む必要があるということで考えておりますので、町長、答弁したのは本町の施策に合った条例の調査研究を行ってまいりたいというふうに答弁させていただいております。

決して、条例について検討を加えないということではございませんので、そういったそれぞれの責務を明らかにしながら防災に取り組んでいく姿勢というのをやはり示す必要がありますので、その条例制定も含めて考えさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということは、この条例制定に向けて検討していくというふうに解釈してよろしいんですね。制定に向けて、するかどうかもまず検討するということです。どっちなんですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）先ほどから下岡議員の方からいろいろ貴重な御指摘をいただいているというふうに思っております。まず1点は、やはり町が作っただけで一方通行では実際に機能しないということ、それはそのとおりだというふうに思っております。また、我々、今からアンケート調査等々、住民の意識調査も含めてそういったものを把握した上で課題を整理していきたいと思っておりますけども、その課題を整理した後に、何がしかの

改善策というものを打ち出していかないといけないと思っています。

当然、そのときには、住民の皆様と一緒に検討をさせていただくまた、住民の皆様から発案していただくというようなことも含めてやっていかないと、なかなか実際の行動につながらないだろうというふうに思っております。

今、国でも県でも検討組織を設けて、いろいろな議論がされております。特に大きく課題になっているのは、やはり御指摘のような避難のあり方についてが非常に問題になっているということで、国土交通省の方の社会資本整備審議会の方では、その議論の中で、我が事感、要は自分は関係ないだろうというふうに思っていらっしゃる方が多いので、我が事感、これをいかに図っていくか、持っていただくかというところが課題だということも言われておりますので、そういった問題意識を持って、それを持っていただくためにはどうしたいのかということ、これは条例制定も含めて、どういった方法が一番効果的なのか、議員が御指摘あったように、広島県でも条例既に2本作っております。これは当然、海田町民も海田町も対象になっている条例な訳でございます。

そういったこともございますので、町として、町民の方に、我が事感を持ってもらうために、どういった方法がいいのか、条例制定も含めて検討させていただきたいと、そういう趣旨でございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） いろんな課題があるということで、今、私もここ列挙していますが、一つは初期動作のまずさ、私も三迫三丁目の一番奥で、直後は孤立した訳ですけども、その情報を行政に投げて何も無い。最後は町長に電話して、やっと町長が翌日昼ぐらいいに来てくれて、見て、これは大変だということで動かしてくれた。あくまでも特殊なやり方であって、町民はいろんなところで困っている訳ですから、その初動動作のあり方というのは反省していただきたい。

自衛隊の出動要請、私もそのとき、ほかにもいっぱいあるからそこだけかかわっていないみたいなことを現実には職員が言うから、ほんならすぐ自衛隊派遣を要請すべきじゃないですかと言ったけども、大分遅れてから自衛隊が来た。まず一番最初にああいう大きな災害になったら人命救助でしょう。その次はライフラインの確保、それから2次災害防止だとか、復旧だとかいうことであって、少なくともライフラインがまだ完全に回復していない段階では、やっぱり自衛隊派遣を県を通して要請すべき段階であった。それが私は遅れたと思っていますよ。執行部はどう考えているか知らないけれども、自衛

隊派遣が遅れた、ライフライン確保に向けて。この辺もきちっと町が責務を果たしているのかと、こういう疑問ですよ。

それから、今の避難行動要支援者に対する実際の動き、これは地域防災計画ではさっき言ったようにきれいごとには書いていますよ。自治会と連携してどうだこうだとか。だけど、現時点では自治会と合意になっていないでしょう。自治会に投げても自治会の中にはそういうものを出されても、責任を持って自主防災組織として避難行動要支援者を避難させることはどうだこうだという議論もある訳ですよ。だけど、現実的に災害弱者というか、避難に困る人がおる訳だから、これをどうするのか、自主防災組織と、さっきも協議をすると言われてはいるけれども、具体的な策を考えて、考えているだけじゃ駄目ですよ。それを実際にやらなきゃ。それをやるためにはやっぱりこの条例とか、文書にして、基本的な考え方というのは、今、基本的なスタンスでさえ合意できていない訳でしょう。避難行動要支援者について。

具体的に言わせてもらおうと、今回、避難行動要支援者、西自治会では把握していませんよ。町から名簿をもらっていないんだから。町に言ったら民生委員には安否確認はしているとか言うけども、民生委員さんに言ったら民生委員さんはこれ、町からほかに出すなど言われているから自治会にも出せませんと。誰が避難行動要支援者か、自主防災組織でも把握していないんですよ。

これが現状ですよ。こういう現状をどう解決していくのか、その仕組みをきちっと考える。それを考えたら、ちゃんと文書にする。文書にして自主防災組織、あるいは町民と合意文書というのは、これ、もう条例ですよ。そういった観点からも必要なんじゃないですか。当然、その条例に向けては、今の避難行動要支援者をきちっと位置づけて、誰がどうするのだという方針は決めていくと、どうしていくかね。

そういう体制を固めるためにもきちっと協議して条例化すべきじゃないですか。どうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員、御指摘のとおり、現状におきましても数々の課題があると、そういったことは町としても認識しております。その課題を解決するために自治会、自主防災組織と話をさせていただきながら、一つずつ対応策の方を検討してまいりたい。議員、おっしゃられるとおり、条例によってそういった責務を明らかにして全体を前に進めていくという考えは、ごもっともだと思います。我々もその条例制定も含めて、そ

ういったことを前に進めるように検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 今の総務部長の答弁で、相当前向きに条例に取り組むような方向というのがあるだろうと、これ、私が勝手にそう思っただけかもしれんけれども、今の最後の答弁で、一応そういう方向で是非検討していただきたいということでございます。

次に中学校給食。まず、アンケート、デリバリーについて手順前後じゃないということですが、これ、途中の議論、総務文教委員会なんかでの説明なんかとしたら、随分違うんじゃないですか。

いいですか。総務文教委員会なんかでどう言ったかいたら、デリバリーに決めたのかと、アンケートをやって、アンケート結果がデリバリーに不満だというような方向が出たらどうするんだと言ったら、それでもデリバリーを進めると、教育委員会は言ったじゃないですか。だから、手順が前後してると言っている訳ですよ。アンケート結果を受けて、やっぱり撤回したじゃないですか。教育委員さんの意見もあったけども。教育委員さんがこれデリバリーでやるというのは問題じゃないかと言って指摘した訳でしょう。周りから指摘されたら、学校給食やるんならデリバリーだという方針を撤回した訳ですから、そこは率直に認めたらどうなんですか。

手順が前後じゃないんです。最初、総務文教で4月かやったときのおり、やったというんならそりゃ手順前後とは言えないかもしれない。そのときの答弁、デリバリーを何でアンケートで聞くんだと言ったら、デリバリー前提で、どういう御意見が出てくるからと、早く言えば、どの程度申し込みだとか、そういうことに関心があるような言い方をしとって、また撤回した。

これは完全な手順前後ですよ。アンケートを取るんなら、まず最初にアンケートを取る、教育委員会に相談するんなら教育委員さんの意見を聞く。そして、その上で、デリバリーという方式を決めると。これが手順じゃないですか、違いますか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） アンケートを実施したのは、今、議員がおっしゃったとおり、以前、デリバリーで申込数率の低下から途中で中止したという経緯がありましたので、実際にデリバリーをするすれば、前回のような失敗はできないということで、どのような対応ができるかということを考えるための調査でございました。

実際に、アンケートを精査し、貧困対策や保護者の負担軽減の面からも、当初事務局

が想定していたほどの効果が見込めないのではないかという分析を行ったとともに、教育委員さんからの御意見等も頂戴し、そういったものから総合的に判断して、今回は選択制デリバリー給食を見送ったという次第でございますので、手順は前後したというふうには認識はしておりません。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 手順前後かどうかというのは客観的な物差しはないから、それはそういう言うなら、おたくらそう思っとるんだらうけども。

次に、学校給食法第4条、「学校設置者は学校給食の実施に努めなければならない」。学校給食といのはどういうふうに捉えているのか、まずお聞きしたい。ある答弁では、ミルク給食だけ出しても学校給食だというような解釈もあるようですけれども、ここで言うのは完全給食、主食、ミルク、おかず、この3点がそろったときに完全給食、学校給食というというふうに想定していると思うんですけども、これについてはどういう見解ですか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） 給食については、もちろん教育委員会もその重要性と教育委員会としての責務は、強く強く認識をしております。学校給食法の中で、学校給食が実施されるように努めなければならないというふうに定義されているのはもちろん承知の上でございます。

完全給食がこの学校給食法にいう給食かという点につきましては、そのような文言はございませんが、今、海田町ではミルク給食というものを行っています。それについてもこれまでも答弁したとおりでございます。

実際にどのような昼食のあり方が本町にとって一番より良いものかというところの調査研究は、今後も引き続きやってまいりたいと思っております。

○議長（桑原） 下岡委員。

○7番（下岡） だから、学校給食をどういうふうに見るかということなんです。少なくとも現在の形式、弁当持参でミルクだけ出しているということで、この学校給食法第4条を満たしているという解釈をしているんですか。どうなんです、そのところは。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） それで満たしているとは考えておりません。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡）ということですから、やっぱり法律で実施に努めなければならないとなっている訳。今、教育長がそれで満たしていると思っていない訳ですから。デリバリー含めて、デリバリーも完全給食の一種ですから、デリバリー、自校、センター方式だとか、親子だとか、いろんな方式がここで言う教育長も今言われたように、学校給食に当たる訳ですから。その実施に努めなければいけない訳ですから。

少なくともそこには踏み込んだ訳ですよ。その手段としてデリバリーをやろうという前提でアンケートをとった訳でしょう。少なくともスタートはそこへ戻って、どういう方式でやるのか、学校給食をね、そこになるはずですよ。

前、兼山議員も指摘したけども、学校設置者、これはいろいろ議論があったけど、現時点では教育長ではなくて海田町ということになっていますから、学校設置者は。そうなってくると、教育委員会、機関としては教育委員会かもしれんけども、海田町ということになってくると、当然、町長部局も関与しなきゃいけないということになる訳ですよ。はっきりと、前の教育長は、失礼しました、学校設置者は教育長ではございませんと言っている訳だから。ということになると、町長部局も含めて、学校設置者ということですから、機関として教育委員会に出しているけども、この問題については町長部局も真剣に考えなきゃいけない。責任の一端はここにある訳ですから。学校給食法第4条、学校設置者。全て向こうが答弁しているけども、佐中議員も指摘したけどもですね。

前の教育長ははっきりと言われましたよね。自校調理でやるということは難しい、何が難しいかといったら、財源問題で、海田公民館だとか庁舎移転だとか、これから莫大な財源を必要とする段階で自校調理は難しいと。議員が言ったかもしれないけども、それと同じように教育長もそういうことで説明された訳ですよ。だから、これは財源なら財源だということで、教育委員会単独では判断できん問題ですから、これについて一体どういう協議を教育委員会と町長部局としているのか、ちょっと説明してください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）設置者は、今議員がおっしゃったように海田町でございます。その執行機関として教育委員会の方が今回の給食についても方針等を定めたものでございます。

その都度、町長には報告をしております。今後もそのような感じで進めていき、本町の実態に応じた給食について調査研究してまいり所存でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）これはもう、今、誰がどうこういったって、大きな問題は財源の問題じゃないんですか。財源さえ許せば自校調理やるのが一番ベストな訳でしょう。自校調理をやるといったら、ほとんど生徒全て申し込みをしますよ。小学校が現にそうじゃないですか。自校調理でやって、特別例外の子どももいるかもしれないけども、原則的には全部が自校調理で学校給食を利用しているという状況になる訳ですから、中学校も恐らくそうなる訳ですよ。そういう意味では最善策は自校調理な訳です。

今、いろいろ調査研究していくというけども、何を一体調査研究するんですか。主に何をしていくんですか。もう、ほかの市町の状況も聴き取り調査等でやって周囲の状況というのも分かっている訳でしょう。今回、デリバリーをやろうとしたけども、保護者、生徒の反発が大きい、教育委員会の内部からも反発を受けているということで撤回した訳ですよ。デリバリーをやろうと思ったって難しいじゃないですか。

今後、調査研究は、何を主眼に置いて調査研究をしていかれるのか、ちょっと説明してください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）まず給食のあり方の方針を定める際には、本町全体との事業との関連も視野に入れていく必要があると思います。また、教育委員会の他の事業もありますので、そうしたものと関連も含めて、保護者、児童生徒の思い、要望、そういったものにも合致するような給食のあり方について、情報収集も行い、調査研究してまいりたいつもりでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）他の事業だとか、教育委員会内部でのほかのあれだとかいうことも研究していくと、優先順位を検討するということなんですか。いろんな施策の中で、早く言えば金を使う事業の優先順位をもう1度再度見直すということを行っているんですか。もっと、どういうことなのか分かりやすく教えてください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、教育委員会の他の事業と申しましたのは、例えば耐震化であり、児童生徒の安全を守るものでございます。そういったものと関連もありますので、そのときそのときで一番何が適切なものかということも調査研究をしてまいりたいということでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今、学校でいうたら、耐震だとか全部されてないとか、いろんなあれがあるかもしれないけども、それとこれとは話が別でしょう。町の中の予算ではそういうものがあるかもしれないけども、学校給食という非常に重要な問題、そうなってくると、これは教育委員会だけの問題じゃなくて、こちらの町長部局の予算をどう編成していくかということにかかわってくると思うんですよね。

町長は、非常にネウボラ、熱心ですよ。妊娠期から子育てにわたって切れ目なく支援していくという方針で、子育ての前段階では非常にネウボラで熱心にやられているけれども、子育ての、子どもたちが大きくなって中学生になったその時点で、海田町だけ学校給食、完全給食していないということ、これは、明らかに施策として一貫性が欠ける。そこまで踏み込んだんなら、子育ての後期、義務教育の最後の段階、中学校教育についてその段階というのは子どもも成長期にある訳ですから、身体的にもきちっとバランスを考えた栄養というものを考えてあげると。

もう一つは、このネウボラの一つの意味というのは、働くお母さんを支援していくという意味もあるんでしょう。そういう意味からしたら、中学生の子どもを持つお母さんが働きやすい環境を作ってあげると、そういうことを考えると、やはり教育委員会だけじゃなくて町長部局も一緒に考える問題だと思うんですけども、子育ての後期段階、これについてはどういうお考えなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）中学校の給食におきましては、現在、教育委員会の方で中学校における給食のあり方について調査研究をしておられます。併せて、必要な経費等についても調査研究の方を行っておりますので、調査研究が済んだ段階で財源確保でありますとか、先ほど御指摘のありましたようなネウボラとの関係、そういったことも含めて、町の方の方向性の方を定めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということで、教育長、今、企画部長は、まず教育委員会で案を出してほしいと、そうすれば今の子育ての視点からも相談に乗ると言っている訳ですよ。だから、教育長、最善の策は何かと、こういう視点から検討されることが必要じゃないですか。そんなら相談に乗ると言っているんだから、町長部局は。そののところはどうなんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木） 学校給食全般について、何度も申し上げますけども、調査研究してまいります。ただ、自校給食につきましてはコストパフォーマンスや初期の導入経費を考えると、今の現時点ではかなり難しいということからして、選択制デリバリーについても今の状況ではない決め手が出てくれば、また話は別です。それらを考えますと、総合的に学校給食全般にわたって調査研究を進めていくと、こういうことでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 今、教育長はかなり難しいと、自校調理は。その根拠は何なんですか。何が難しいんですか。何の点で難しいのか。かなり難しいと、難易度だけ言っている訳で、何ができない要因なのか、そここのところをはっきり言うてください。財源じゃないんですか。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 多額の公費負担、また他事業との関連でございます。以上です。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） だから、多額の公費負担だとか、他事業の関係と云ったら、要は財源、お金の問題でしょう。違うんですか。そういうことを今教育長は言った訳でしょう。だから、財源の問題と云って言っている。私がおかしいなと思っているのは、庁舎移転で、今の自治法第4条の移転決議で財源の見通しと言ったときには、現時点でまだ補償費も確定していないけれども、財政収支見通しから見て、何の問題もありませんと、財源はオーケーですと。40億からする消費税込みで四十二、三億の庁舎を建てても、何の問題もありませんと、この財政収支見通しに織り込んだのは、今の海田公民館だとか庁舎移転だとか、今回の災害対策、今回補正予算34億、で、そのうち19億が国、県、海田町部分が15億、そのうち町債と、それから今の一般財源半分ぐらいですよ。これを織り込んでも何の問題もないです、財源的にと。こういう説明になっている訳ですよ。

その論理からしたら、今の学校給食、最初の公費投入4億5,000万か5億か、そのあたりのものを織り込んだとしても、将来の負担比率は10パーセントぐらい悪化するだけで、そのときの説明で将来負担比率を出してきて、当然、この学校給食は織り込んでませんけれども、120パーセントか何かになりますと。だけど、今の早期健全化基準350パーセント、それにはるかに遠いから何の問題もないですと、こういう説明をしている訳ですよ。

それで云ったら、今の学校給食、自校調理をやって、5億、仮に初期投資をやったと

しても、その説明の論理からしたら問題ないじゃないですか。今言ったように、当初の公費がどうだこうだと言っているけども、そういう状況にある訳ですから、もっと、どうやったら問題が潰せるのかという観点で、教育委員会と町長部局とで今後この問題を協議していくべきじゃないですか。

まず、教育委員会で態度を決めといて、こちら町長部局の方は放り投げておるけども、今、明らかに教育長あたりの答弁からは、財源的なものの制約と、はっきりとはそうは言わないけども、そうだとおわしているじゃないですか。そうであるならば、その4億、5億、それと、あとの維持費も掛かりますけれども、基本的にはデリバリーだろうが、自校調理だろうが、維持費というのは掛かる訳ですから、保護者負担は材料費として300円なら300円1食当たり負担していただいて、あとの調理する人の人件費だ何だかんだというのはあれでしょう、デリバリーであってもそのデリバリー業者に対して補填する訳ですから、栄養士もどういう方式であろうと必要な訳だし、そういうことをもっと突き詰めて町長部局と教育委員会と協議すべきじゃないですか。

そこはどうなんですか。教育長は、そりゃやりたくてもこっちが話に乗らんかったらできないでしょう。そこはどうなんですか。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 公費を投入するとなると、費用対効果とか、さっきから議論になっています貧困対策に本当に効果があるとか、そういったことを十分に勘案して公費を負担すべきだと思います。それらを総合的に考えて導入すると、するときはするという事だと思います。先般の選択制デリバリーにつきましても、現状を見ますと、本当に申し込んでくるだろうかと。保護者が、また子どもたちが望んでくるだろうかと。最初、我々は貧困対策と多大なる保護者負担の軽減になるんだろうということで、選択制デリバリーを検討してまいりましたけど、どうも現状から言いますと、弁当を持参している率が非常に高い。その際に、選択制を本当に申し込んでくるだろうかと考えました。そうしますと、費用は数千万円掛かります。それを単純に一人ひとりに当てはめると、非常に効果が悪いということで、今回見送らせていただいたということでございます。

今後も、先ほど申しましたように、時代に即して、情報収集をしっかりして、教育委員会としての研究を進めてまいり、必要あればまた協議をさせてもらうということでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡）ということで、調査研究をされるのはいいんだけど、この調査研究はいつまでにやられるのか、だったら2年も3年も掛かってやるということなのか、きちっと平成31年度中には結論を出しますと。関係者いろんな意見聴取、アンケート等も含めて、結論を出す。32年度から、自校調理の場合は建設が掛かりますから、少なくとも32年度の当初予算には計上する、そういうようなスケジュールでおやりになるつもりがあるのかどうなのか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）いついつまでというお約束はここではできませんが、今の現状が、周りの、特に給食業界とかそういったところの現状が変われば、それに応じた対応をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）給食業界の現状が変わるといような発言があるけども、どういうことを想定して給食業界の状況が変わると言われているんですか。例えば、この前、中国新聞も広島市の状況を発表していたけども、六十何校のうち四十何校がデリバリー、あと自校調理だとか、センター方式だとかやっているけども、そのデリバリーも利用者がだんだん落ちてきていると。広島市の教育委員会は、決して味はまずくないのだからですね、何でこんなに落ちてくるんだと、不満そうな記事が載ってました。確かに私も熊野町でデリバリー給食を試食しましたが、味はそんな悪くない、コンビニ弁当に比べたらまだましですよ。

それにもかかわらず、熊野町でも思ったような効果が出ていないんですよ。味だけじゃなくて、やっぱり中学生という時期ですから、心理的なものだとか、いろんな要素があるんだと思うんですよ。デリバリーは使いたくないと。例えば、記事にも載っていましたが、友達がデリバリー嫌だと、弁当ということで、そういう子どもが増えているだとか、そういうことも書いていましたよ。

だから、非常に複雑な状況にあるというのは分かりますけれども、状況が変わればということは、例えば、デリバリーでなきゃならんような状況があるとか、そういうことを言っているんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）一般論で申しただけで、具体的にどうのこうのありませんけど、デリバリーの今の申し込みの方法でありますとか、もちろん味もですけど、そういった

ことを全部勘案して考えていきたいと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 終わります。

○議長（桑原） 6番、兼山議員。

○6番（兼山） 6番、兼山です。大きく1点、5項目について質問いたします。

答弁の整合性について。整合性という言葉の意味は大きく分けて三つあります。まず一つ目は、理論に矛盾がないこと、という意味になります。二つ目は一貫している状態という意味で、三つ目がずれがなく整っている状態という意味になります。つまり、整合性があるとは、理論に矛盾がなく一貫性があるという意味になり、整合性を取るとは矛盾が生じている状態を矛盾がない状態にするという意味になります。また、整合性がないとは理論に矛盾があり一貫性がなく破綻しているという意味になります。お尋ねいたします。

①、使わないと言っていた答弁から後日一転して使っていたりして、答弁に整合性がないという問い合わせが、ある時期、私のもとに殺到いたしました。整合性を持ってある特定業者に対する利益誘導にならないよう、再度、答弁ください。

②、一言で言うと、災害住民説明会を急ぎよするに至った経緯をさかのぼりますと、何かの思い付きだったのででしょうか。整合性が取れるように時系列で答えてください。

③、学校を選択制デリバリー給食は新聞でも大きな見出しで載りましたが、仕切り直しといいますか、事実上の白紙撤回となりました。教育委員会は給食の形態について可能な限り調査しましたが、私が最初から指摘したとおり、定まらない原因は学校設置者である町長がどうしたいのかが最初からないからです。もしあったのだとしたら、PDCAに沿って、学校設置者が前回の私の一般質問の答弁と照らし合わせて答えてください。

④、新庁舎建設を急ぐ理由に、災害に備えるためにもというフレーズが最近頻繁に出っていますが、災害は新庁舎が建設されるまではもう来ないのでしょうか。7月の豪雨災害で多くの住民が役場に来ております。耐震調査をしている現場を皆さん御覧になられておられます。診断結果を踏まえて、現庁舎への備えはどうするのでしょうか。

⑤、毎月1回開催して、今年で6年目、計68回に及ぶくすのき会での勉強会や、電話やメールで直接寄せられた御意見、平成21年から始めて、1日最大で976件のアクセスがある私のブログやフェイスブックで寄せられた投稿の中で最も多かった御意見です。

巨額な資金を投じて庁舎建設を進めていますが、町長の選挙公報、合庁を使われていません、もったいない、の根拠など整合性を持って答弁ください。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）兼山議員の質問の3点目については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

答弁の整合性についての質問でございますが、1点目については、建設工事は登録業者の中から契約する原則があるため、随時の登録受付を行うなど、柔軟な対応により、災害復旧に当たってまいりました。また、業務委託については、随意契約であれば業者登録がなくても発注が可能のため、被災者が事前に復旧方法等を業者へ相談した場合は、その業者が未登録であっても発注をしています。そうした中で、工事発注等に至るまでには被災状況の確認や施工性を検討した上で、工事計画を立案するなどの段階を経ていくことから、直ちに発注することは困難である旨を述べたものでございます。

2点目については、9月定例会で、広報や文書だけでは十分に情報が伝わっていない可能性があることやご不明な点をお持ちの方もいらっしゃるなどの御意見をいただいたことから、住民の皆様へ改めて情報をお伝えする必要があると判断し、県との調整も整ったことから、住民説明会を開催することとしたものでございます。

4点目については、災害はいつ起こるか分かりませんので、新庁舎に移転するまでの間、大規模地震発生時においても庁舎機能の維持を図る上で必要な対応策について検討をし、準備を進めてまいります。具体的には役場庁舎を使用できない場合の代替庁舎における情報ネットワークシステム機器や通信手段の確保、作業手順など、業務継続のための行動マニュアルを作成するとともに防災行政無線の設備の移設について詳細に検討をしてまいります。

5点目の質問でございますが、新庁舎建設につきましては、概算事業費を税別で39億6,300万円と見込んでおり、大変大きな事業であります。町の中心において活用されなかった元県海田庁舎跡地の有効活用はできると考えております。

それでは、引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）兼山議員の質問に答弁いたします。中学校給食に関する答弁の整合性についての質問でございますが、学校設置者にかかる解釈についてですが、学校教育法第2条第1項の規定により、公立小中学校の設置者は地方公共団体であるとされ、本町

においては海田町ということになります。地方自治法第180条の5には、普通地方公共団体に置かれなければならない執行機関として教育委員会が定められております。地方自治法第138条の2には、普通地方公共団体の執行機関は執行機関の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負うと規定されております。また、教育委員会の職務権限として、地方自治法第180条の8の規定とともに地方公共行政の組織及び運営に関する法律第21条にも規定され、その第11号、学校給食に関することが具体的に規定されています。この学校給食は地方公共団体の行う事業であり、その事務は執行機関である教育委員会が担当すると解されています。

そうしたことから、今回の中学校への選択制デリバリー給食の導入に関する方針の決定と導入見送りに関する一連の流れについては、いずれも教育委員会にて協議決定し、その都度、町長に報告を行い、議員の皆様にご報告をしてきたところです。

今後も引き続き、教育委員会において中学校の給食のあり方について、どのような方法が最も本町の実態に適しているか調査研究を行い、協議を重ねてまいります。

以上です。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）それでは1点目のところからの再質問に入りたいと思います。矛盾が生じている状態を矛盾がない状態にしたいと考えての質問ですが、これらの決裁権者は町長ですので、今回いただいたこの答弁のまま、認知しています、私の中で。これで万人の方が納得されるかどうか、これ、一貫して、そういったことの答弁に一貫性があるかどうか、明日まででしようから、これは様子を見てみます。

2番目に行きます。災害の説明会なんですけど、答弁を読みましようか。私の質問から言いましようかね。急きょ、開催するに至った経緯ということを書いているのは9月の議会のときに一般質問しました。9月4日火曜日ですが、災害に対する説明会を開くべきじゃないかという質問をしました。その答弁が正確に出てない、やるのかやらないかよく分からない。聞いている人が、やるだろうか、やらないだろうか、ちょっとよく分からない、そういう答弁が返ってきて、その後、9月26日、27日に開催しますよという案内がありました。事実を話しているんですけど、その事実を今話しているんですけど、この答弁が、何でこれ急にやることになったんですかという質問に対して、読みましようかね。「住民の皆様へ改めて情報をお伝えする必要があると判断し、県との調整も整ったことから、住民説明会を開催することとしたものでございます」とありますが、何

で急きよすることになったのかという質問に対して、そういう答えはまず一貫性というか、答弁に対する整合性がないですね。

いろいろ聞いてみたんですが、意味が分かりません。これ、私の答弁にもうちょっと正確に答えていただけますでしょうか。質問です。急きよするに至った原因、理由は何ですか。なのに、県との調整が整ったということで、調整に至った経緯とか、そこら辺を説明していただけますでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）御質問の急きよという部分でございますが、9月定例議会の方で御提案いただいたと、こちらの方で記憶しております。それに基づきまして、検討する旨の答弁をさせていただいたものでございます。まずはそれが始まりでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）私が質問して、その答弁に応えたということでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）その答弁は私がしておりますので、私の方から経緯を再度御説明をしたと思います。兼山議員さんの答弁との私、やりとりはございませんので、ほかの議員さんでございませけれども、町長答弁で申し上げましたような状況があるというような御指摘がございました。私が答弁いたしましたのは、そのまま読ませていただきますけれども、「今、議員の御指摘がございました。我々が今まで取ってきた方法で十分情報が伝わっていない方もいらっしゃる可能性があるというふうに思いますので、説明会につきましてはどういった方法がいいのかどうかということも検討しまして、今後、そういったものの対応をさせていただきたいというふうに思います」というふうに御答弁を差し上げて、ただ、ちょっとこれ、いろいろ事情がございましたのは、熊野町とか坂町の方で県の幹部の方も来られて説明会をされているというような御指摘もあったんですが、当然、ハード対策等については県の方がされておりますので、県の御参画をいただけないとなかなか住民説明会の開催というのは難しいだろうということがございまして、こういう答弁をさせていただいた後に、県の方ともいろいろ調整をさせていただいて、御出席をいただけるということで日程も調整がついたので住民説明会を開催させていただきました。そういった経緯でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）経緯と、私が調べた中、言いましょうか、正確に。説明会を開催しようと

いう話になったのはいつかということを知ったら、ちょっと分からないと。どっちから持ちかけたんですか、町から持ちかけたんですか、県から持ちかけたんですかと聞いたら、町から持ちかけたんですと。県に打診したのはいつ頃ですかと聞いたら、9月の上旬ですという話なんですね。それを実施すると決まった日はいつですかと聞いたら、9月13日なんですね。そこまで出ているんだとしたら、もうその答弁で言えばいいじゃないですか。9月の時点で。

そこについて、今回、あえてこういう質問の時間を使わせてもらって言いたいのは、答弁がきちっとやるやらないというところの部分と、調査研究するというだけの部分と、ちょっと方向性が見えないんですね。だから、ここについて改めて言いますが、要するに、9月の一般質問で、災害説明会について私が質問しましたよね。そのときに一応やる方向では考えておったんですね、実は。それだけを聞きたいんですよ。どうでしょう。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）大変申し訳ございません。その時点でまだ全ての条件が整っておった訳ではございません。今、申しあげました県との調整ということもございまして、また、住民にお示しする資料等の準備ということもございまして。どこまで書き込めるかというようなこともございまして、前回、9月定例議会のときに住民説明会は開催できるという条件が整っていた訳ではないと、私は理解しております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ということは、急ぎよ決まって、何かで思い付きでやったということに近寄っていますね。分かりました。それでいいです。

次の3番目、結局、先ほどの2番目もそうですけど、きちっと万人が聞いて分かる答弁にしていだかないと、ちょっと話が長い。説明が長いということは考えが定まっていないんですね。そこについて少し苦言を呈しながら、3番に行きます。3番の答弁ですが、選択制デリバリー給食のことなんですけど、この答弁は前教育長がそのままおっしゃっていたとおりのことを言っておられます、以前から。ですから、それはもう十分承知しておるんですが、私、ここで、ぐっと凝縮して質問に入れた理由は、過去の答弁、学校設置者は教育長ではないよ、町長だよという話をしたときの答弁ですね。そのときに、あのときは教育長が私ですと言って、いやいや違う、海田町立だからという話をしたんですが、それでもおっしゃるんだとしたら、そこは顔を潰しちゃいけないなというこ

とで、でも、私は町長だ町長部局だということをずっと言っていました、そのときの答弁のやりとりなんですけど、そのとき、町長は牛乳給食は今現在実施していただいていますと、給食の形態について現在教育委員会に調査させているという答弁をそのときにいただいたんです。

結局、直で言いますと、なぜ町長部局が教育委員会にそういうことの調査をさせているのかというところが、本当の根本的なところの出発点じゃないかと、私は考えております。これはずっとその説明に終始しているんですけど、前回、前々回の中村教育長の場合は、愛情弁当が町の方針だという明確な考えを示されておりました。ですけど、今こうやって、デリバリー給食の是非をいろいろ検討している状況であります。ここにも答弁書いています。給食の形態については可能な限り、教育委員会が調査しているのを私、よく分かります。

それは置いといて、なぜ町長部局が教育委員会にその給食の是非について、デリバリー給食の是非について調査をさせているのでしょうか。町の方針としては牛乳給食は実施しているということですから、手弁当が愛情弁当がこの町の方針だという信念があれば、調査させる必要はないんじゃないかと思うんですが、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）中学校での給食のあり方についてでございますけれども、給食実施についていろいろ御意見もいただきまして、本町における中学校の給食、どのような形が望ましいのかということをお教育委員会の方で検討をさせていただいているところでございます。地方自治法の定めにおきましても、地方公共団体の執行機関は、執行機関の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うと規定されておりますので、教育委員会において検討することについて、何ら問題ないものと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）問題がないということは、今までの町の方針である牛乳給食なんだと、愛情弁当なんだということのスタイルは変わらないということなんじゃないでしょうか。それが満足されていないから、今、調査させているんですか。その根本的なところをお答えいただけますでしょうか。

もう1回、言いましょうか。いいですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほどから再々答弁をさせていただいておりますが、学校給食は地方公共団体の行う事業であり、その事務は執行機関である教育委員会が担当すると解されると。これ、繰り返すずっと一貫して説明をさせていただいております。給食に当たっては、ミルク、そのほかに主食、副食、いろんなメニューがありながら、その給食の全体を確立していくということでございますので、そういったところから、やはりつかさどっている教育委員会がそれをきちっと内容を調査研究した中で提示されてくるというのが本来の姿だというふうに、前の教育長も含めて説明をされているということでございます。今回も当然ですが。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そこは分かるんですが、そもそも、その今の弁当、自分の家で愛情弁当では満足、愛情を満たされていない、これでは満たされていないから、調査研究させているんですかと、答弁おっしゃったじゃないですか、最初に。給食の形態について。だから、そこを、最後、もう言いませんけど、これずっと堂々巡りになりますから、その根本的な町としての考えが示されていないから、調査研究しています、いつまで研究するんか、ちょっと分かりません、予算ですという話になってくるんですね。過去の話をしているんですよ。法律は法律でもう熟知しておりますし、前教育長の答弁とおりでですから、今の教育委員会が調べているのはよく分かるんです。また、同じことを言いますけど。もともと牛乳給食しているんだから、何か問題があるんかという言い方に答弁が返ってくるんかなと思ったら、そうじゃないですよ。

だから、そういう意味で満足していないんだから調査させているんかということ、そうじゃなかったらそうじゃないだけでいいです。多分、もう堂々巡りですから、これは。そうでない、そうか、どっちかだけお答えください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）結論を言い切る話ではないというふうに私は理解します。この学校給食においては、今までいろいろ議論が積み重ねる中に、給食のあり方、これを総合的に判断しないといけない。それと今の学校給食がこの近郊においてどのような形態で取り組まれているか、これの調査も当然しないとはいけませんし、現実に本町における教育委員会の中で優先順位を持ちながらどれを進めていくかというのも、精査をしていただくのも当然のことだと思います。これが予算執行の上で非常に大事なことだというふうに理解

しますし、教育委員会の方においては教育がどうあるべきかということをしつかりと見据えながら教育を進めていくというのが、教育長の役目と考えておりますので、その調査研究を待っているという状況でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ずっと待ってみてください、結論が出るかどうかは私は分かりません。今の答弁が一貫した整合性になるかどうかは、また注視し続けます。

次に4番のところです。新庁舎建設を急ぐ理由に、防災に備えるというフレーズが頻繁に出ております。これはすごくいいことだと私は考えているんですが、ただその新庁舎を待つまでに現庁舎の備えはどうなんですかという質問をしました。その答えが、これからいろんなことを検討してまいりますということで、前回、11月26日の全員協議会でもそのものが、たまたまなのか、私の質問の後に出てきているんですが、今後の対応としましては、こっちの方を読んだ方がいいですね。防災行政無線の設備の移設について検討とか、非常時における通信手段の確保とか、今、災害のネットワークの機器とか、そういった分の確保とか、行動マニュアルの作成を今年度中にするというのを言っておられましたけど、様々な検討をしているんだということをおっしゃっていました。それはすごく良いことです。

ただ、口で言っても実行しないと何のこともないので、今年度中にそういったことを、皆さん心配していますので、今年度中にその方針がまず出るのかどうか。まず、計画が出ますよね。出るのかどうかそれについてお答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）ただいま御指摘いただいた件でございます。現在の役場庁舎が使用できない場合、代替庁舎におきまして、情報ネットワークシステム機器でありますとか、電話回線が使えないような場合の通信手段の確保でございますとか、そういったものを具体的にどう確保し、どのようにそれらを配置、整備していくのか、この辺につきまして、現在、業務を継続するための行動マニュアルというものを今年度中を目途に準備を進めているところでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今の答弁の中でありましたけど、マニュアルを作成中だということで、それは待ちます。ただ、代替庁舎におけるということで、先ほど、前回の全協で公民館であるとか、でも、公民館は先ほどの話を聞いていたら壊れているとかいう話になるので、

大丈夫かなというふうに感じますし、そういったところで役場機能が維持できるんかというところをすごく心配しています。何でかといったら、皆さん、よく見ているんですね、今回の豪雨災害で。議員さんも皆さん、来られています、見えています。たまたま今回、これで済んだぐらいの状況ですね、この庁舎は。ですから、そういったところを踏まえて非常に心配しています。そういった訓練も考えているんですね、もちろん、想定した。どうでしょう。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）今回、マニュアルを作成するに当たりましては、御指摘のような想定できる訓練といえますか、どういうふうな形でできるかどうか、その辺も含めて、いろんな形で実際に起こったときに対応に苦慮することがないように、スムーズにその辺ができるようには考えていきたいと思っております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）1度、訓練しまして、必ず出るんですね、問題点とか、欠点が出ますから、それがいいと思います。それを改善していくことで訓練が成果につながるの、是非フェアみたいなものになってほしくないんですよ、防災フェアみたいな。どんどんやってみて、それを失敗して改善していく。例えば、すぐ分かりますよね、今分かることだったら、電源なんか大丈夫なんかとか。そういったことも全部洗いざらいにして、本当に意味のある防災にしてほしい。この庁舎移転のね、期間についてもそれをしてほしいです。

それは要望にしまして、最後の⑤の質問に入ります。私の質問のこのキーワードは選挙の公報に載っている、合庁使われていません、もったいないというところにつきますが、そのことについての答弁が何を根拠にもったいないのかという質問です。

それについて、活用されていなかった元海田庁舎跡地の有効活用ができると考えているということになっていますけど、もしこれ、今回のこの答弁を聞いた住民の方はこれで納得する答弁かなという疑念を抱きます。本当に良いですかね、これ。跡地の活用ができると考えていますという答弁になっていますね。どうでしょうか。そこについて答えていただけますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今回の答弁につきましては、県海田庁舎につきましては、長年活用されずに、町の中心部でありましたけども、有効活用されていないという状況でございました。この度新庁舎が移転し、活用することで、町の中心部の土地が有効に活用される

ものと期待をしております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）合庁を使うと言っておったんじゃないかという人、この疑念を抱いている方がいらっしゃるんですね。そういった方々への住民に対する対応といたしますか、何かそういった考えはあるのかないか。最後お聞きします。

○議長（桑原）分かりますか、言った意味。理解できますか。

○6番（兼山）もう1回言いましょうか。もう1度言いましょう。ここに使われていません、もったいないと書いてあるんですね。そこに対して、跡地の有効活用ができると考えていますと。この答弁を聞いた住民の方は、これ、合庁を使うと言ったんじゃないかという考え、そういうふうに思っている方、たくさんいらっしゃるんですよ。そういう疑念を抱いている方がいらっしゃるんですが、そういった方々への住民に対する何か対応とか考えはあるんですかという質問です。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）庁舎整備におきましては、これまで基本構想から基本計画といろいろと課題を検討して方向性の方を出してまいりました。この度、基本設計まで策定の方をいたしまして、ある程度、県海田庁舎跡地に建設する建物の姿というのが見えてまいりました。こういったものを町民の皆様にはいろんな形で説明をしていくということになってこようかと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は15時10分。

~~~~~○~~~~~

午後2時51分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。10番、久留島議員。

○10番（久留島）10番、久留島です。大きく1点、質問させていただきます。役場の位置条例の改正時期についてでございます。私は、毎月1回、地元で町政に関する報告会を開き、町と議会の動きや考え方を報告しております。そこでは、住民の皆さんから様々

な御質問や御意見をいただきます。最近では7月豪雨災害に関するものが多くなっていますが、以前から、連立や役場庁舎移転についての御質問や御意見を多くいただきます。できる限り回答していますが、役場庁舎の移転については、難しく、なかなか理解を得られない状況です。

1、総事業費、財源内訳や将来負担、移転時期など様々な問題があります。現在は、まだ県の移転補償額や事業費の財源内訳が明確でなく、また旧海田庁舎跡地の譲渡も確定していませんが、臨時会で役場の位置条例を改正しようとする動きもありました。現在のような状況で、しかも住民の皆さんに十分な理解が得られているとは言えない状況で、役場の位置条例を改正することは時期尚早であると考えますが、条例の改正時期はいつ頃が適正であるとお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問に答弁いたします。位置条例の改正時期についての質問でございます。位置条例の改正時期については、地方自治法上に明確な規定はございません。現在、新庁舎整備につきましては、先の特別委員会でお示したとおり、既存の財政制度の中で建設に向けて財源の見通しが立ち、また建設用地についても広島県に財産譲受願を受け付けていただき、取得の手續に着手いたしました。

今後、用地取得を建設工事に着手するに当たっては、本格的な工事着手となるため、町として庁舎位置の正式な決定を行った上で新庁舎整備を進めることが望ましいと考えていますので、元県海田庁舎跡地の売買契約までには位置条例の改正ができるよう、議会や住民の皆様には十分な説明をしながら取り組んでまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）再質問をさせていただきます。現在、お答えになった都市計画変更事業認可はいつ頃でありますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず都市計画変更につきましては、今年度内、速やかに事業認可取得という県の方針に変わりはありません。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）その事業認可が決まってから条例改正をやられたらどうかと思うんですが、それはいかがでございますか。

○議長（桑原）企画課長。

- 企画課長（山崎）町長答弁にもございますとおり、今後、用地取得や建設工事に着手するに当たりましては、本格的な工事着手となるため、町として庁舎位置の正式な決定を行った上で、新庁舎整備を進めることが望ましいというふうに考えております。
- 議長（桑原）久留島議員。
- 10番（久留島）それはいつ頃を予定しておられますか。
- 議長（桑原）企画課長。
- 企画課長（山崎）現在のところ、元海田庁舎跡地の売買契約までには位置条例の改正ができるように行ってまいりたいと考えております。具体的な時期につきましては、事業認可が行われた後、速やかに用地取得をしてまいりたいというふうに考えております。
- 議長（桑原）久留島議員。
- 10番（久留島）現在、財源内訳を調査しておられると思うんですが、国の補助金は見通しはいつ頃つきますかね。金額的にちょっと教えてほしいんですが。
- 議長（桑原）企画課長。
- 企画課長（山崎）国からの補助については、現在、財源には入れておりません。
- 議長（桑原）久留島議員。
- 10番（久留島）財源内訳に入れていないんですね。そしたら、返済計画と持ち出し分がいくらあるか教えてください。
- 議長（桑原）企画課長。
- 企画課長（山崎）今年度負担につきましては、町の実質負担については合計で40.3億円ほど見込んでおります。
- 議長（桑原）久留島議員。
- 10番（久留島）今年度のを聞いたんではないんです。返済計画を立てて、完済するまでの返済計画です。
- 議長（桑原）財政課長。
- 財政課長（吉本）9月28日の特別委員会の方でも説明させていただきました内容では、40年償還で毎年1億円の公債費負担を見込んでいるところでございます。
- 議長（桑原）久留島議員。
- 10番（久留島）以前、私が質問をしたときは、大体年間10億ぐらい返済できるんじゃないかと言われてたんですが、聞く度にこの金額が変わってくる訳なんですよね。これは、だから国の補助金が出たら、これよりは減額になるということですかね。年間1

億というのが。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、公債費の償還計画につきましては、この度の災害対応等も含めて起債の償還期間等を工夫することにより、将来世代の公債負担の平準化を図るよう、推計を見直したところでございます。現推計においては補償費は算入しておりませんので、今後、補償費が算入された場合、一般財源の圧縮、更には場合によっては起債の発行額も変更となり、それに伴い公債負担も縮減される可能性はございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）少なくなるんだったら1億より減るということですね。それが40年が短くなる可能性もあるということですかね。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）さようでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）40年といいましたら長いんですよ。ちょうど耐用年数がそのぐらいで、また完済したらぼつぼつ次にまた庁舎移転の計画を立てて、新しく建て直さなきゃいけないんですが、永久に庁舎費支払いは、継続的にいったらずっと払っていくような感じになりますよね。ここらの計画が全部整ってから位置条例の改正時期をされたらいいと思うんですが、それはどう思われますかね。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）町全体の中期財政収支見通しに当たりましては、新庁舎整備事業に加えて、公民館整備事業やこの度の7月豪雨災害対応、また今後の年次事業等を加味した上で、中長期的に見ても黒字で財政運営できるよう、公債負担の工夫とも図りながら、収支見通しを推計しております。その都度、様々な状況によって条件が変わることもございますが、その都度、適切な判断をしながら安定的な財政運営を図っていきたいと考えております。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）位置条例の改正の時期について、財源も不確定というところで、それは確定してからの改正ではどうかという御提案でございましたけれども、ただいま議論となっております補償金の問題については、これは新庁舎整備の建築工事の入札が行われて、着手してからでないとも最終的な金額の方は固まってまいりません。それが出てか

ら位置条例の改正ということになりますと、本格的な用地取得であるとか、建築工事に着手した後で、位置条例について町の方針を決定するというようなことになってしまいますので、それよりかは今想定をしております用地取得の契約までに改正するのが望ましいというふうに判断をしております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それは執行部の考えでしょうけど、私が考えるのには全部完成した後、移ろうかいうので、そのときに位置条例を作って、そこらに移った方が何も考えることなしにできると思うんですが、そんなことはないですかね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）やはり、用地取得をするにいたしましても、庁舎の建設用地として譲受願を提出し、用途指定も受けた契約になってまいります。そうした意味で、庁舎の移転先としての用地活用となりますので、町として移転先を正式に決定をしておいた方が望ましいものと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）議員の中にも、まだ議論が終結していないからもう少し納得いくまで議論をしたらどうかという意見が出ましたが、これは聞く耳を持たないような状態ですから、仕方がないといたしますが、現在、豪雨災害という突発的な災害の処理もまだできていないという状況下で、町民の皆様の理解もなかなか得られないのが実態でございます。金額的にも分不相応な金額であり、他の市の庁舎の計画を先日見ましたが、市の庁舎でさえも海田町の予算よりは少なく計上してありました。

借金を返済したら、また次に庁舎を建てるような感じになるんですが、早めに借金を済ませて、また国からの補助金が出てきたら早く済むと思うんですが、国からの補助金が出るからといって、今、私、町民の方に説明したんですが、国からの補助金も私の税金だと言って叱られました。全くそうですよね。皆さんが国の税金を払っているから国から補助をもらえるんですからね。そこまでちょっと私は気が付かず、うっかりしたことを言って叱られたんですが、やはり、この税金を使うからには有効に使わせていただくようにやっていきたいと思っております。

また、これから南海トラフ地震がいつ来るかと分からないような状況で、早く決着しておきたいと思いますが、このような状況で、元々スタートが連続立体交差事業の立ち退きで建てるのが基本ですよね。だから、そこへ原点に戻って考えたら、やはり拙速な

んじゃないかと思うんですが、それはいかがですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）条例の提案時期についてのお尋ねでございます。私どもの考え方としては、用地取得あるいは建設工事、非常に大きな投資になります。本格的な工事着手になりますので、その前にといいことで考えているという、それが望ましいのではないかと。法令上、いつでなければならぬという規定がないものですから、その順番が望ましいのではないのかというふうに考えております。決して、聞く耳を持たないということではございません。冒頭、町長が答弁いたしましたように、議会や住民の皆様には十分説明しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）今、副町長が住民の皆様には説明しながらと言われましたが、住民の皆様には面と向かって説明されたことはないと思うんですよね。だから、どうしても私が地域の方に説明しても、長の顔が見えないとか、どうして拙速にされるんかという返事が返ってくるんですよね。そこをこちらが一応カバーして説明するんですが、やはり1度、そのところを住民の皆様には執行部の方が説明してほしいんですよね。それが無い。時々、広報で質問を求められておりますが、あれは五、六人の方がちょこっと書いたぐらいで、3万人を超えるような町民ですから、その中から五、六人の意見を聞いても、ちょっと仕方がないと思うんです。やはり、公に皆さんの意見を聞いて、そして進められたら、こういうふうに私らが地元で攻撃を受けることもないし、スムーズに進むんじゃないと思うんですが、それはいかがですかね。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）これまで広報紙や新聞折り込み等により、住民の皆様へお示しをしてきた訳でございますけれども、基本設計ができたということで庁舎の全体像も見えてまいりました。広く周知をしていく必要があると考えております。この基本設計で検討した新庁舎の全体像、住民の皆様にお示しするには、住民説明会といった手法も含めて、どういった形がいいか検討させていただきたいと思っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）終わります。

○議長（桑原）8番、住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。3項目についてお尋ねいたします。

まず初めに、内水ハザードマップの作成についてお尋ねいたします。海田町内における西日本豪雨の被害に関して、執行部は土砂災害ばかり注視されておりますが、至るところで内水氾濫による道路冠水及び住家の浸水被害が発生しております。過去に数度、私が議会や委員会等において、内水ハザードマップの作成を求めましたが、未だ手付かずの状態であります。その作成の必要性については国土交通省からも示されているように、浸水被害の発生頻度が高い、浸水被害の発生までのリードタイムが短い、河川から離れた地区においても浸水被害が発生する、情報伝達が困難だからであります。

また、避難情報発令時に避難する際にも、どの避難経路が安全なのかが事前にわからず、現に水に浸かりながら避難された町民の方もおります。町民の生命を守るため、内水ハザードマップを早急に作成されてはいかがでしょうか。

続きまして、学校体育館にエアコン設置についてお尋ねいたします。西日本豪雨発災後に、他の市町で避難所となっている体育館に国が臨時でエアコンを設置しました。猛暑の中で避難所生活を強いられている方々の中に、熱中症を発症された方が多かったことによるものです。また、春と秋が短く、猛暑の夏が長く続くという異常気象が、もはや異常ではなくなってきており、学校の授業や行事にも支障を来すおそれがあります。

過去にも一般質問において、設置を求めた際、費用面から困難という趣旨の答弁をされておりますが、先の豪雨災害の他の市町の状況を鑑みますと、その必要性は高いものであります。来年の夏までに町内全小中学校の体育館にエアコンを設置してはいかがでしょうか。

最後に、ポイ捨て歩行喫煙禁止条例についてお尋ねいたします。10月17日に児童生徒及び保護者、地域住民が参加して、西中学校区クリーンキャンペーンが行われました。残念ながら、学校周辺であるにもかかわらず、たばこの吸い殻が多数落ちており、小学生の子どもたちからも何でたばこがこんなに多いんと聞かれる、情けない状況でありました。

平成24年12月と平成27年12月の一般質問において、私は、ポイ捨て歩行喫煙禁止条例の制定を求めました。前の町長は、海田町美しいまちづくり条例の普及啓発に努めると答え、現在の西田町長は更なる環境美化意識の高揚とモラルの向上を図ると答弁され、両町長とも条例制定の必要性はないとの認識を示されました。

しかしながら、全くといっていいほど改善されておらず、子どもたちの言葉がその証拠であります。隣町の府中町では、来年4月の施行に向けて、府中町歩行喫煙等の防止

に関する条例の制定に取り組んでおります。その第6条1項において、町民等は公共の場所において歩行喫煙及びたばこのポイ捨てをしてはならないと、努力規定ではなく明確に義務として禁止を明記しております。海田町においても罰金過料付きのポイ捨て歩行喫煙禁止条例を制定してはいかがでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）住吉議員の質問の学校教育に関する部分は教育委員会から、その他の部分については私から答弁いたします。

まず初めに、内水ハザードマップの作成についての質問でございますが、これまで本町においてのハザードマップ作りは、広島県が提供するデータ等に基づいて作成しておりましたが、内水ハザードマップにおいては、浸水実績、降雨観測データ、下水道等の排水施設の能力の整理等を独自に行っていく必要があります、作業に要する時間も多くなることが予想されます。しかし、住民の方が平素からお住まいの地域がどのくらいの雨でどの程度浸水するかを事前に把握することは、避難のタイミング、避難経路の選定において重要であり、自助を促進するものと考えております。

作成に当たって検討する課題は多くございますが、どのような対策が可能か検討をしてまいります。

続きまして、学校体育館へのエアコン設置についての質問でございますが、小中学校の教室にはエアコンが整備されており、この度の平成30年7月豪雨の際にも体育館ではなく、校舎に誘導し、エアコンのある教室に避難していただいております。

このため、現在整備してある校舎の教室のエアコンを活用して対応するものとし、体育館にエアコンを設置することは考えておりません。

続いて、ポイ捨て歩行喫煙禁止条例についての質問でございますが、海田町ではこれまでも答弁してきたとおり、海田町美しいまちづくり条例を制定し、町民等はみだりに空き缶等の投棄をしてはならないと定めており、罰則規定はございませんが、環境美化について町民等の責務を定めております。罰則を設けることは単に罰則を設けるだけではなく、今度はその罰則をどう実効性のあるものにするかということや、掛かる経費も含め課題について調査研究してまいります。

併せて、ポイ捨て対策として啓発活動のほか、ポイ捨て禁止の看板の設置等を行い、喫煙者のマナー向上に取り組んでまいります。

それでは、引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）住吉議員の質問に答弁いたします。体育館へのエアコン設置についての質問でございますが、熱中症の危険度が増す酷暑の日には、体育館での体育や部活動の中止の措置を取ることはございます。また、小学校においては夏期は水泳の学習が体育の中心であるなど、熱中症の予防対策等に努めているところでございます。したがって、現在の教育活動においては、多額の費用をかけて体育館にエアコンを設置する必要性は低いものと考えております。

以上です。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）再質問をします。まず、内水ハザードマップの方でございますが、これ、答弁にありますように、自助を促進するもの、これは必要であります、本当に。今回の災害を受けて思いました。やっぱり、避難誘導時に見ていたら、中にはわざわざ水に浸かっている道路へ向かって進む方もいたんです、うちの近所。いつも通る道だから。そういうのもやはり必要があると思います。こちら、確かに課題は多いと思います。町独自で作らなにかいけんでしょうし。

ただ、どのような対応が可能か検討をしてみたいというの、どういう意味で答えられているのか、ちょっと分かりにくいので、再度、こちら、分かりやすいように答弁願います。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁にもございますように、これ、独自で作っていかねばなりません。浸水想定区域、過去のデータ、下水道の普及、もろもろ想定をして、30ミリの雨ならこのぐらい、50ミリの雨ならこのぐらい、なら100ミリならこのぐらいという段階においたシミュレーションをしていかねばなりません。それを何をどこまでやるのかというのを考えるという検討は必要だろうと。あと、住吉議員が言われたように、避難経路をそこに盛り込んでいくのかとか。

今は土砂災害ハザードマップ、県が提示していただいた土砂災害警戒区域があって、約1年ぐらい掛けて作っております。そういった手法、そこら辺をどういうふうにするか、いろいろ検討課題があるものと考えておまして、このような答弁にさせていただいております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）この答弁を見る限りは、作成に当たって検討する課題は多くございますが、どのような対応が可能か検討してまいります、ちょっと意味が分かりにくい。やるんかやらんのか。作成が可能なんかどうかを検討するのか、やる方向で検討するんか、ちょっと分かりにくいんです。先ほど、30ミリ降ったらどうなる、50ミリ降ったらどうなんや、確かにそのとおりです。それは、本来、これまでの住民からの聴き取りで、過去のデータですよ、この7月の豪雨災害だけじゃなくて。そういったある程度の情報は把握してていいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）当然、これまでの浸水の区域というのは、平成21年に尾崎川が溢れたときであるとか、今回のものというのは当然でございます。ただ、ハザードマップを作るに当たっては、議員さんも最初の質問で触れられているんで知っていると思いますけど、国交省が出した内水ハザードマップ作成の手引というのがございます。100ページぐらいある、結構ごっつい手引でございますけども、そこには、川の看板であるとか、これからの雨水貯留槽の整備であるとか、非常に多くの項目を整理しながら作っていくことを想定しております。そういったことを考えれば、今までここが浸かったから、ここ浸かっているというような単純なハザードマップではなくて、いろいろな事実、要素をシミュレーションして作っていく必要がある。そこにはある一定の時間、費用も掛かるとは思いますけど、そういったところを検討していかなければならないと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）ある程度の時間というたら、大体、どのくらい見込んで考えていらっしゃるんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず、いろいろ調べてみると、そもそもこういったハザードマップを作るに当たって、自分らで独自でやるということで、それを基本構想的なものを作ってやって、それから細かい浸水シミュレーションをやるところもあったり、海田町は小さな町なのであれですけども、少し大きな町であればいわゆる区域、流域を持っている区域に分けたりとか、ポンプ所が動く範囲を分けて区域でやったりとかいうところもありますので、一概に何年とかいうのはちょっと言いにくい状況にございます。そこ

も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）確認です。やる方向で検討するんですね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まずは、先ほど答弁しましたように、課題がございますので、今、我々の知識の中で、できますできませんというのは非常に難しいと思います。国交省の出しております手引を読み解きながら、海田町が本当にできるかどうか、もちろんその研究はしていきたいと、作る方で研究はしていきたいんですが、本当に実際にできるのかどうか、そこまでは断言ができませんので、まずは研究をさせていただきたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）できるかできんかじゃなくて、できんにゃいけんでしょう。自助を促進するものと考えております、今まで、何度も自助、共助、公助という言葉がこの件で出てきているでしょう。防災訓練で町長が来られても、まず自助とおっしゃっている。それをやろうと思うたら作らにゃいけんでしょう。どこへどう逃げたら自分は一番安全に逃げられるんか。それを判断するためには要るんじゃないんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）確かにどこが浸かって、どっちの方向に逃げれば危ないと、そういったことを知ること、これは重要なことだと認識はしております。ただ、本当に下水道整備、その他、排水機場の整備とか、いろんな諸条件がございますので、確実にそこら辺を押さえながら、正しい位置が特定できて、降水量に対する浸水状況、そこが間違いなく把握できるかというのは、もちろん研究はしていきます。その上で、作れるように努力はしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）難しいとは思いますが、私が建設産業委員長のとときに静岡県のとある町に行ったんです。そこの町は独自で既にハザードマップを作ったんですよ。内水とは違いますがね。県が作った分じゃちょっと不正確じゃけ。実際、前にも委員会で言いましたが、瀬野川ハザードマップ不正確ですよ、県が作ったやつ。地盤が全然違うところが、全く同じ浸水地になっている。そう考えたら、これ待ったって県は作ってくりゃあしませんからね。

さっき言っていた下水道の整備状況、下水もうほとんど整備していますよね。排水機

場のポンプの増設、確かにそれもあります、今、排水機場のポンプの増設、まだ数年先です。土砂災害ハザードマップでもそうでしょう。砂防ダムができてないからって、作らないという訳じゃないでしょう。同じことです。今、どうなんですか。それが知りたいんですよ、我々住民にとって。

先ほども自助、自助という言葉が出てきておりますが、それは皆さんお仕事の中で、執行部の皆さん、仕事の中の一つに防災というのがあります。関心あると思います。我々議員もそうです。普通の生活されている町民の方、どの程度関心があるかいうたら、ないですよ。子どもの教育のことも考えにやいけん、子育ても考えにやいけん、もちろん本職の仕事の中に防災に関わっている人なんてあんまりいませんよね。

だから、自主防災、自助をやれいうならやりますよ。でも、情報はくださいなというんです。ここは住民任せにしようたらいつまで経ってもなかなかできんですし、ましてや、7月の豪雨災害の例を出しますと、夕方6時頃に、確かに南堀川の方、道路冠水しました。でも、それはすぐに引きました。満潮時間にあった。ところが、翌朝、午前3時頃はどーんと一気に浸かって、数時間水が引かなかった。でも、このどーんと浸かたて引かなかったという現象を、西小の校長先生は知らなかったんですよ。なぜか。子どもたちが見たのは夕方しか見てないから。だから、あまり住民任せにするのも考えものなんです。そういう時間帯に起きると寝ている人多いんですから。あるいは避難所に上がって、様子を見てない方もいらっしゃいますし。

だから、しつこいぐらいに町長いつも自助、共助、公助、執行部の答弁も自助、共助、公助と言うんであったら、まず自助の部分の情報を作るために、情報を得るには難しくてもやりますと答弁が必要なんです。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）お答え申し上げますのは、作る方向で最大限努力をしていくという考えでございますが、ただ、どういった点に隘路があるのかということも、まだ実は十分に把握できていないというのが実情でございます。例えば、掛かる経費についても団体によってだいぶ開きがあるようなので、そのやり方というのがどうもいろいろあるようでございます。そこら辺をしっかりと検討させていただきたいという趣旨で、ちょっと歯切れの悪い答弁になっておりますけれども、気持ちとしては実現をしたいということが基本でございます。御理解ください。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）そこは信用して理解しましょう。

続きまして、学校体育館のエアコンでございます。確かに7月豪雨の際には体育館ではなく、校舎に誘導し、エアコンのある教室に避難しております。夏休みはいいですね。新学期が始まったらどうするんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）確かに今回幸いというか、土日の3連休のときにあって、多くはその3連休の間に帰宅された方が多かったというところがございます、これが通常の時きだったらどうするのかというところがございますけども、やはりそこは、海田町にはほかにも西地区だったらひまわりプラザであるとか、シルバープラザであるとか、公共施設がございますので、学校の授業に最大限支障にならないような移動というものはお願いしなければならないと、そういうふう考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）答弁の前提がちょっと甘いんよね。緊急避難、当初の数日間しか前提してないんでしょ。よその町はどうですか。坂町とか。みんな3日ぐらいで家に帰りましたか。ちょっとがっかりしました、今の答弁。防災担当の課長が、海田町には甚大な被害が生じるような災害が起きないという前提で答弁されているんです。二、三日で帰りました。それは命を守るための緊急避難だって、避難所生活はまた別でしょう。それプラス、今回の災害は確かに避難しなければいけなかった世帯数は少なかつたかもしれません。あの7月豪雨の際の線状降水帯のど真ん中、海田町ずっと突き抜けていっていったら、海田町は坂町と同じ、いや、それ以上の被害が生じた可能性があるんですよ。あちらこちらで土石流が発生し、瀬野川が決壊、越水。何世帯何人が避難しなきゃいけないんですかね、避難所生活しますか。

今の課長の答弁を聞いておりますと、学校の教室プラスいくつかある公共施設、そこに3日間いればいいという前提で答えられましたよね。これは、課長を責めても仕方がない。執行部全体の認識でしょう。

海田町の防災というのは、その程度の、今回の7月豪雨の被害が最大限、これ以上、被害が生じる災害は起きないという前提で今考えていらっしゃるんですね。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）大変誤解のある発言をしてしまいまして、そこについてはちょっと訂正といいますか、そういうふうに思っておる訳ではございません。今回は海田町が

そうだったというところで答弁させてもらいまして、海田町は、金輪際それ以上のものは起こらないと言ったところではございません。南海トラフについては、朝ちょっとほかの議員さんの質問にもございましたけども、避難者が約1万人出るような想定がなされている災害もございます。

ただ、いろんな体育館につきましては、使える災害、使えない災害もございます。そこに、費用をというところも、一つ課題としてあろうかと思えます。海田町は、他の市町に先駆けて普通教室というものにエアコンがもう既についている。3日間で帰れるから必要ないとか、そういうところではございませんで、ある施設とある整備というものを最大限活用して、今後も対応させていただきたいという趣旨で発言させていただきますので、その点については御理解をいただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）とりあえず、前提が7月豪雨になつとるんですよ。答弁書、最初から最後まで。このため、現在整備してある校舎の教室のエアコンを活用して対応するものとし、体育館に設置する考えはない。先ほどの答弁でほかの施設に移動してもらおうとかね。

要は、教室は学校の授業のためにすぐに空けにゃいけません、できる限り。ほかの公共施設、ひまわりプラザはまだ余裕がありましたけども、福祉センターなんかぱんぱんに溢れていましたよね。1階のロビーに人がいっぱいおった。でも、あそこ2階以上に避難せえいうとんですね、水害時は。ひまプラも3階まで、3階まではおかしい、3階以上に避難せえいうとるけど、2階にも1階にも避難者がいました。足りてなかったんです、避難所。緊急避難じゃけ、何とかありますよ、上に上がっておけば。

長期に及ぶ避難所生活、仮設住宅が建つまであるいはみなし仮設住宅ができるまで。その間、教室だけ、ほかの公共施設だけで海田町は避難所は足りるという考えでよろしいですね。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）エアコンに限った話をちょっとさせていただいた訳でございまして、体育館を使わないで、例えば南海トラフの1万人というものが収容できるといった訳ではない。例えば、その南海トラフについては、津波がセットでございませんで、いわゆる使えない体育館もある。そういった中で、ちょっと繰り返しになりますけども、今ある避難所と今ある町のお金、そこら辺を勘案して、海田町は少なくとも普通教室には他の市町に先駆けてエアコン、空調が整備されている、そこら辺も最大限有効活用し

て対応してまいりたいと、そういうところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）南海トラフが来ました、津波が来ました、使えんような体育館もあるでしょう。もっとも使えんような公共施設もあるでしょう。そもそも電気が使えるんかいな。それを言い出したら、もう防災やめなさいという話じゃ。全滅するじゃん、どうせって。

確かに先駆けて学校の教室にはエアコンを付けました。でも、これから先よそもいっぱい付けていきます。体育館どうするの。今回、よその市町を見ても体育館にいっぱい避難をしておったじゃないですか、避難生活送ったじゃないですか。そこを聞いてるんですよ。教室があります、ほかの公共施設があります、それは分かっとる。でも、足らん。収容人数が足らんでしょう、全然。足りてないから体育館も使わにゃいけんでしょう、どう考えたって。

逆に体育館を使わんでもいいですいう考え方じゃったら、いつじゃったかの総合防災訓練、中学校で避難所の運営訓練した、あれ、意味のないことじゃったんか。体育館を使わんのなら、あれ使って訓練すなや。求められとるのはそこでしょう。災害が起きました、何とか命は助かりました、家はなくなったけども。体育館で避難所生活が始まりました、熱中症で亡くなりました、何しとるんや海田町は、いう話よ。こういった前例が、7月豪雨の際、もう分かったんでしょう、エアコン要るじゃないかと。

災害関連死を防ぐ努力をしないのかなと思う、今の答弁を聞きよったら。金は掛かるでしょうよ。でも、命に比べりゃ、安いでしょう。そこですよ。

本当に今の海田町の避難所、学校の教室じゃ、公共施設じゃ、それだけで、また暑い時期に災害が起きました、多数の避難者が出ました、避難所生活を送らなきゃいけなくなりました、現状で足りるという考えですね、執行部は。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）できる限りのことは精いっぱいやってまいりたいと思いますし、そういった災害関連死等、そういったことを出すということは非常に悲しいことでございますので、努力はしてまいりますが、ただ今回の災害等におきましても、国からスポットクーラーの提供を受けたり、また町におきましても、いろんな様々な協定を結びまして、業者の方からそういった提供を受けることも想定をしております。そういったことでの、まずは対応をさせていただきたいというのが今現状の考え方でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）いつでもかんでもすぐにスポットクーラーを持ってきてもらえる保証はどこにあるんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）保証というところでは確約はできないとは思いますが。ただ、そのために数ある企業と協定を結んで提供をいただけるように幅広く協定を広げているところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）確かに協定をあちらこちら結んでいるのは素晴らしいことだったと思いますし、そのおかげで今回も海田町は随分御協力をいただいたと聞いております。電話一本で協力をしていただいた、これは現執行部の素晴らしいところと思いますが、果たして本当にいつでもそれも機能するんかと考えにやいけんでしょう。呉市見りゃ、分かるでしょう。完全に陸の孤島になったでしょう、この災害で。ただし、あそこは港があった。だから、何とかあった。海田町は港ありますか。コンテナをおろす埠頭はありますけどね。そこですよ。確かに協定を結ぶのは素晴らしいんですけども、それに対しては前から言っているんですよ。

道路がいつも無事という前提で考えているじゃろうと。今回も幸いにして、道路がほとんど無事でした、主な道路は。だから無事に物は来ましたよね。けども、道路が寸断されました、それこそ橋が使えんようになりましたということも考えられるでしょう、瀬野川に架かるとる橋が。じゃ、隣町から援助が来るかいうたら、隣町も大規模な被害を受けています。要は、坂町の小屋浦と天応の関係ですよ。どこからも救援が来ない。そこへスポットクーラー、ただいま参上いうて、そんなに簡単に来るものなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）当然に災害に対してあらゆる対策を講じていかなければならない、もちろんでございますが、全てが全て動かないということもあろうかとは思いますが、ただ、その中でも手段というのは何らかの方法もあろうかと思しますので、それはあらゆる手段を活用して、可能な限り、住民の避難者の皆さんにそういったものを供給できるように努力はしてまいります。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）また、自助、共助、公助の話に戻る。水、食料は自助で何とかなるよね。エアコンはそうはいかんやろう、体育館にみんなエアコンを持ってきましょうという訳に

いかんじゃろ。公助じゃないんですか、これ。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）公助の範囲だと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）地域住民に自助じゃ、自主防災会を作れかかいうて、何で公助しないんですよ。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほど来、御答弁させていただいておりますが、今、申し上げた公助だろうとは思いますが、コスト面、そういったことも考慮しなければならないと思いますので、なかなか体育館に冷暖房設備の設置というのは非常に難しいものと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）難しかったらせんでいいよったら、自助なんかできんよ。使うか使わんかわからんような防災備品を備えて、邪魔くそなるのに部屋に置いといて。自主防災会で考えてみい、せっかくの休みの日に子ども会の役員、自治会の役員、班長、防災訓練に出てこいと強制的に駆り出してやるんですよ。ところが、やれ自助じゃ、自主防災会を作ってください、地域の皆さんで力を合わせて何とかしてくださいって言っている行政が、高いけえ付けん、今回の豪雨災害を見てて必要性が十分に分かっているにもかかわらず、高いから付けん、公助は一体どこに行った。

災害関連死というのは阪神のころはそこまでは言われんかったかもしれんけど、東日本大震災以降は結構言われています。それは、もう自助や隣近所の力でどうこうできる話じゃございません。暑さ対策、寒さ対策は。じゃ、誰ができるの。誰ができるんですか。海田町の小学校4校、中学校2校の体育館にエアコンを付ける、自主防災会でできますか、自治会長のポケットマネーでできますか。誰がしますか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）体育館へのエアコンの設置のお尋ねでございますけれども、議員さん御指摘いただいているように、こういったものが必要になるときの想定というのは、かなり大規模な災害。そうでなければ、ある程度学校の教室等のエアコンで対応できると思うんですけども、大規模な災害のときにどうするのかというお尋ねだろうと思います。一番大規模な被害が想定されますのは、南海トラフ地震に伴う津波被害ということだろ

うと思います。南海トラフで想定されている津波が来ると、学校の建物は2階とか3階だったら避難できるんですが、1階部分はまだ浸かる可能性があるんで避難できないということで、なかなかその津波のときに体育館の高さだと利用できないところも可能性としてはあるというようなことがございまして、ただ単にお金がたくさん掛かるからできないやらないというよりも、費用対効果の部分で、そこら辺の対策をどういうふうに打っていくかという判断をしなければいけないというふう考えております。

そのようなことがございまして、なかなかすぐに津波のときには使えない避難所にエアコンを設置するということについては、考えにくいかなというふうに現時点では捉えているということでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）想定が南海トラフか、この間の7月豪雨しかないんですね。己斐活断層地震は。瀬野川の決壊、越水は。大規模土石流によって甚大な被害が生じた場合は。そこなんよ。この間の7月豪雨か海田町のほぼ壊滅状態かの、どっちかしか想定していない。何でか。付けないいう前提で話をしよる。必要性の前に。

これまでの災害で、見てきた災害関連死の問題プラス今回の7月豪雨、見ていたら誰だって必要性は分かりますよね。あれで、あんぐらいの暑さ我慢しんさいやいうたらそれはおかしい。

ところが、執行部はその対策がないんですよ。さっきまでは何かスポットクーラーを持ってくるって、何か今思いついたような話をしていましたけども。そうじゃない。抜本的な対応策を考えにや、防災、減災なんてできる訳ないじゃないですか。

金が掛かるからできませんいうて、防災、減災部分を諦めてしまうんじやったら、何もかも諦めてしまえいう話ですよ。砂防ダム造るより安いでしょう、エアコンなんて。金を惜しんどったら防災、減災なんか何もできやせんでしょう。人命なんて救えやせんでしょう。

後から岡田議員もいっぱい質問出しています。そこに補助金うんぬんの話も出ておりますが、さっきの内水ハザードマップの答弁を聞きよっても、今のエアコンの答弁を聞きよっても、あんでだけ防災、防災、自助、共助、公助と言ってきながら、何か難しい、難しい。課題が見えているものに対して難しい答弁しとったら何もできんや。それでいいんですか。もう何もしない。お金が掛かるものは諦めよう、難しいからちょっと待って、いつまでかかるか分かんないや。それが町長の言う公助ですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）繰り返しになりますが、ただ単にお金が掛かるからしないということじゃなくて、防災対策、減災対策、今の話も含めていろいろな対策が必要になってくると思います。そういった中で費用対効果の面でそういったものを勘案しながらやっていかなきゃいけないということで、先ほどのお答えをさせていただいたところでございます。災害の想定が南海トラフと土砂災害しかないじゃないかというような御指摘もございました。これ、瀬野川の洪水、越水とかになりますと、逆に津波よりも被害想定範囲というのは広がってくるといったようなこともございます。そういったことも考えての今回答弁をさせていただいているところでございますけれども、要は、問題は避難される方の人数をどういうふうに見込むかということでございますし、また現実にそれだけの方が避難されるということになれば、その方々に避難していただける場所も、当然に準備しなければいけないということでございますので、そういったことも含めて、少し検討させていただきたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）副町長から少し検討させていただきたいというふうに答弁がちょっと変わってまいりましたので、この続きは次回にしたいと思います。

教育委員会の方でも、学校の体育館にエアコンは要らんという答弁がありました、本末転倒の答弁ですよね。暑い日には体育や部活動の中止の措置を取ることがございます。エアコンを付ければできるんじゃないんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）環境省が定める酷暑の場合にはということでございますので、通常の暑さという、言葉も難しいんですけども、環境省が定める指針によって運動が原則禁止になったときには、体育館内でも運動場でも体育を中止とか、軽度の運動に変えるということでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）それはエアコンを付けても、やっぱり中止するんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）エアコンがあれば実施は可能だと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）じゃ、要るんじゃないんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）実際に、これまでエアコンのない状態でそういった対応をして、教育課程の方には十分できております。エアコンがあればその予定した日にできるということはございますが、十分、別の日でも代用はできておりますので、必ずしもその必要性が高いかどうかでいくと、緊急には必要はないという考えでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）あまりエアコンばかりしててもあれなんです、ちょっとこれ、気になってね、夏期は水泳の学習が体育の中心であるなど、熱中症の予防対策等に努めているところでございます。今年の夏、プールで授業中に熱中症になったニュースもありましたよね、よその方で。

異常気象が、もう異常じゃなくなっている現在において、今みたいな考え方で本当によろしいんですか、学校教育。子どもの安全を守る。要は、授業中は人様の大事な子どもを預かっているんですね、学校で。体育の授業だって、予定どおりさせてあげりゃいいじゃないですか。どうなんですか。暑い日はやめておけ、プールで泳がしておけ、それでいいですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）そういった思いはございませんが、環境省の方が定めていました暑さ指数というのがございますので、それに則って、今6校とも体育の授業の中止であるとか、内容の変更等を行っているものでございます。暑さ以外にも、大雨とか天候によって体育の内容を変えることもございますので、今の時点で体育館にエアコンがあることにより、予定どおり体育が行えることに対する必要性というのは、教育委員会としてはそこまで大きくは考えていないというところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）さっきの副町長の答弁がありましたので、これはもう終わらしましょう。

最後にたばこのポイ捨て歩行喫煙禁止条例。美しいまちづくり条例を制定しと答弁をされましたが、全然効果ないですよ。効果がないからやったらどうかと聞いておるんですが、また、ここも経費含め課題、調査研究いたします。過去に2回もこっちが一般質問をしとるのに、未だ調査研究をせにゃならん。そこは百歩譲って目をつむるとしても、効果が出ていないのも分かっていますよね。その辺、たばこのポイ捨て、あちこちしてあるし、空き缶は投げてあるし、コンビニの袋はその辺落ちているし、散乱ごみク

リーンキャンペーンをやれば、29年度は13トンぐらいのごみが出てきておったかな。13トンよ。効果がないのは分かっただことじゃないですか。

これ、執行部にお伺いします。誰が答弁しても構いません。これ、私が一般質問出さんかったら、何もせんつもりやったんですかね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）決して、何もしないという訳ではございません。当然、海田町として条例を定めて環境の美化に努めているところでございますので、施策として展開はしてまいりたいとは思いますが、ただ、その罰則部分につきましては、以前と比べて、それほどごみが散らかっているという状態にはないものと認識はしておりますので、今後もこの現在の活動を続けていながら、美しいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）その、今以前に比べてごみが落ちてない、誰が掃除してると思うとる。職員の皆さんが掃除しているんですかね。うちらの方に落ちているたばこの吸い殻とかごみは、職員の皆さんが掃除してくれているんですか。だったら、わしは何も言わん。違うよね。たまに言われるんですよ。町道の掃除するのは町の責任じゃろうが。道路の掃除をするのは行政の責任じゃないんかと言われるんですよ。確かに本来そうですよ。言われてみりゃ。道路の管理者誰や。自治会長じゃないですよ、公道は。住民でもないですよ。ごみの量が何で減っているか、地域住民が掃除しているからですよ。空き缶等散乱ごみクリーンキャンペーンの効果がなぜ出たか。効果が出た部分がそこですよ。

ところが、学校の周辺、ここは西小、西中の周りですよ。工場地帯側というのは、散乱ごみクリーンキャンペーンとか、普段住民があまり通らん場所。まあ、たばこの吸い殻だらけ。さっきの自助、公助、共助の話なんよ。行政は、住民の皆さん、一斉ごみ拾いしましょう、袋を出します。我々拾います。普段も気づいたら掃除します。でも、相変わらずポイ捨ては多いです。

じゃけ、何とかしてくださいやと言うとるのに、今度は何、看板の設置等を行い、誰が見るんよ、こんなもん。ぽいぽいその辺にごみを捨てる人が。ごみを捨てたらいかんの分かっただけでも皆捨てよるんでしょうが。罰則が難しい。設けるだけでいいじゃないですか。実効性はまた後からでもいいんじゃないんですか。何なら、捨てたら1万と書いておけばいいじゃない。10万でもええ。まず、そこでしょう。

何か今回、私の一般質問の出し方がまずかったのかどうか知らんが、全部の答弁が逃げとる、難しい、難しい、難しい。難しいからやってくれとお願いをしとんでしょうが。さっきのもう一遍言いますよ、自助と公助の話ですよ。住民の皆さん、掃除してください、町は袋しか出しません、普段は知らん。じゃ、管理者誰、ここの道路。そういう話ですよ。

もう一遍言いますよ。やったらどうですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）住民の皆様が町内のそういった散乱ごみ等を収集していただいていることに対しましては、非常に感謝を申し上げるべきところだろうと思います。美しいまちづくり条例等に罰則を設けるということになりますと、やはり検察庁協議、それと何らかの罰則を設けた限りは、それが実効されるために担保するものが必要。それに係るものとして、広島市では嘱託員を雇って罰金を徴収するような制度も設けておられたりしますので、海田町でそういった実効性がある条例を設けるためにはどういったものがよいかというのも、今回、答弁で調査研究させていただきたいというふうに御答弁をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）何か前にも同じような答弁を聞いたんです。その罰則を設けたら、実効性どうのこうの。この間、たまたま遊びで名古屋に行ったんですよ。朝の歩行喫煙とポイ捨ては過料2,000円、昼見ても、夜見ても、まあ、きれいなよ、繁華街も飲み屋街も。ごみもたばこの吸い殻も何も落ちとらん。じゃ、取り締まりしている人を見たかいうと、見ていないんですよ、全然。最初は確かに取り締まりは必要なんでしょうよ。でも、そのうち慣れる。と同時にヘビースモーカー、1日3箱、4箱たばこを吸う私のようなヘビースモーカーの私から言えば、本来、歩行喫煙要らんのですよ。味分からんけん。でも、何でするん、罰則ないけん。その辺の雨水排水溝を灰皿代わりに捨てるんですよ。その辺の歩道にも捨てるんですよ。何で。その辺の道路にごみを捨てたらいいけん、空き缶にしる、コンビニの袋、菓子の袋捨てたらいいけんことぐらい誰でも分かっていますよ。でも、何で捨てるん。罰則がないけん。昔、車乗るときにシートベルトをしていない人多かったですね、私の子どもの頃。今何でするんですか。大昔は飲酒運転しても別に問題なかったですね。今する人いないですね。何で。法改正されて罰則があるから。でも、それ、普段どんだけ取り締まりしているかいうたら、見ませんよね、めったに、シート

ベルトなんて。みんな、なぜ真面目にウインカーを出すの。何で小さい子どもを乗せるときに、いま頃チャイルドシートするの。罰則があるからでしょう。同じことですよ。

美しいまちづくり条例あります、過去2回とも、前の町長のときか、普及啓発に努める。今の町長は、更なる環境美化と意識の高揚とモラルの向上を図る。その程度で誰が止めようか、ポイ捨てを。そんじょそこらにごみを捨てるような人ですよ。罰則なしで止めれると思いますか。何で調査研究って、まあええかと思ったけど、こんなしつこく言うかいうたらね、頭にきとる、正直いうて。この間のクリーンキャンペーン見て。

何も変わっとらんやないか、大人がごみを捨てるのを、それを子どもが拾いよる。町は何しよんや、今まで。あんだけ過去の答弁できれいなことを言うというて、何も変わっとらんやないか。しかも、学校の周辺が、そのごみを子どもが拾いよるんよ。

じゃけ、やれ言うたら、難しいよ、また。調査研究させてくれ。いつまでこれ調査研究するんですか。いつまでたったら道路管理者としての責任を果たしてくれるんですか。

職員が毎日来て、その辺の道路のごみを掃除してくれるんですか、しないでしょ。せんとから、通勤途上に、カラーコーンかポストコーンか、折れとつてもなかなか言わんような職員ですよ、うちの町は。ごみなんか、なお更拾わんやろう。

ただ単に、こういった条例を作ってから、謳っときゃ、それだけでもええ。実効性は後でええ。どこかその辺目立つところでちょろちょろ対応しよったら、いつのまにか、ごみ捨てる人間おらんようになる。

今回の答弁を聞きよったら、全部、何か、結局、自助じゃ、あれせえ、これせえと、行政の方は海田町民に言うておきながら、行政は難しいの一言で逃げるんよ。何が難しい。何で難しいかいうたら、今までしてないけえ。

もう一遍言いますよ。調査研究はええです。まず、やるのかやらんのか。今の美しいまちづくり条例は何の役にも立っていないのがよう分かってるでしょう。そんなことはございませぬいうたら、全然町内美化には協力をしていないということよ、うちの執行部は。

単刀直入に聞きます。やるかやらんのか。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） 繰り返しになりますが、町民の皆さんが、非常に環境美化意識高く、そういった自治会単位でごみを拾ってくださったりしていることに対しまして、本当に感謝を申し上げるところでございます。今、罰則の話で、車等の話が出ましたが、やは

り罰則を作る、その後に警察の取り締まり、これがセットで初めて条例の効果というものに結びついていくものと考えております。今、住吉議員の方から、名古屋の事例、繁華街に一つも落ちてないという、繁華街でこそいっぱい落ちてそうなものがないというような事例もお伺いしましたので、その条例の実効性を担保する、罰則を担保するための取組も併せて研究してまいって、ごみのポイ捨てのない町を作ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）何でこんなしつこう言うかいうたら、調査研究した結果、やっぱり実効性、罰則を設けても取り締まりが難しいんでできません言うて逃げれるでしょう。今までの答弁、ずっと今日の答弁、ずっと聞いていたらそうなんよ。金掛かる、金掛かる、金掛かる。じゃ、役場建てるの止めえいうんや、腹立つ。町民の方がごみを拾ってるのを感謝してます、感謝は要らんけ、何とかしてくれ、もう。そこですよ。町がええかげん抜本的な対策を何で打ってくれないんですか。調査研究はええけえ。抜本的な対策を打って、今ある条例は何の役にも立たないことがもう分かったでしょう、十分に。

じゃ、次に何をするのかでしょう。抜本的に条例を変えにゃ駄目でしょう。条例の穴を地域住民が一生懸命今埋めていっとるだけの話でしょう。いつか無理が来ますよ。掃除しても掃除しても、朝、通学路にたばこの吸い殻が落ちとるわ、ハンバーガー包んどったような紙が落ちとるわ。揃って、学校でクリーンキャンペーンをやりや、まあ、いろんなものが落ちとるわ。

それを、未だに、難しい、実効性がうんぬんかんぬん、調査研究します。いや、そんなことは求めとらん。やる、条例改正する、実効性を持たせる。条例に実効性がないけん、こんなざまになっとるんでしょ。難しいです、どうなるか分かりません、いや、調査研究します。その間、またわしらがごみ拾いよ、地域住民が。

それ、何とも思わんですか、町長。町長の前回の答弁は、更なる環境美化意識の高揚とモラルの向上を図る、と言ったのが何年前。今、平成30年よね。3年前。あれから3年経ちました。結果が、西中校区クリーンキャンペーンで、学校の周りにたばこの吸い殻いっぱい落ちていましたとさ。これでよろしいですか、町長。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、現状の把握をさせていただきましたが、私自身が、やはり東広バイパス等も含めながら、いろんなところを歩かしていただいて、現状を把握させていただ

ておりますが、総体にはかなりごみは減量の方に動いているというふうに思います。その中でも、特に今回そういった意味のモラルの関係も含めて、少しずつは改善してきているのではないかというふうには感じておりますが、先ほど指摘がありましたように、そういったところの現状が把握できる以上は、しっかりと今の実効性のある罰則がどのような形でできるか、それを含めて、しっかりと今後は検討していきたいというふうに思いますし、特には、攻め方として戦術として、たばこにおいてのあり方、これを今いろんな意味で、皆さん問われてきていると思います。法も動いておりますし、そういったところを全体的な中にきちっと捉えていく中に、今回、具体的な方策ができればというふうに考えておりますので、もう少しお時間をいただいて研究時間をいただきたいというふうに思います。

○8番（住吉）終わります。

○議長（桑原）5番、大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。大きく1点、小中学生の重すぎる荷物の軽減策として。ここ1年余り、小中学生のランドセルや通学かばんが重すぎるとテレビや新聞で報道されている問題で、今年9月6日に、文科省、「児童生徒の携行品にかかる配慮について」と題し、例として宿題で使用する教材等を明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等について、机の中などに置いて帰ることを認めているなどの内容を記した文書を全国の教育委員会に通知しました。

この問題については、以前より、新聞の読書欄でも通学のかばんやランドセルの重さで発生した肩こりや腰痛などで成長発達が阻害されないかと心配する声が多く投稿されていました。

昨年の夏、広島市立牛田中学校のパソコン放送部が制作したこの問題を動画した「学校のかばんが重い」がYouTubeで再生数2万回を突破、このことが全国ニュースで取り上げられ、先進事例として複数の自治体が視察に訪れるに至りました。こうした機運の高まりが、国への動きにつながり通達へとつながったのではないかと考えます。

学習内容の増加で、重くなった教科書を校内に置きっ放しにする置き勉を認め、子どもの負担を減らそうとする学校が徐々に広がりつつあります。

そこで質問します。1点目、文科省、置き勉の通達を受け、教育委員会として各小中学校にはいつどのような対応を図られたのですか。

2点目、教育委員会として置き勉についてはどのように考えられていますか。

3点目、体重の15パーセントぐらいが限度だとの専門家の話もある中、置き勉を認め、重いランドセルやかばんを背負って通学する児童生徒の負担を少しでも減らそうとする考えはありませんか。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問につきましては、教育委員会から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大江議員の質問に答弁いたします。小中学生の重すぎる荷物の軽減策についての質問でございますが、1点目については、通学かばんやランドセルの重さが子どもたちの成長発達を阻害しないよう、十分な注意を払うべきであると認識しております。教育委員会としましては、本通達を各校に通知し、実情にあった対応をするよう指導したところでございます。また、管理職の研修において、児童生徒の発達段階に応じた対応を取るよう指導を行っております。

2点目については、教育委員会としては、教材等は家庭学習のために持ち帰るのが原則だと考えますが、形式的、画一的に持ち帰らせたりせず、児童生徒の発達段階に応じて、各校で、それぞれの実態に即し対応すべきものと認識しております。

3点目については、例えば重たい辞書や習字道具、絵の具道具等は置いて帰ることを認める等、児童生徒の発達段階に応じて、各校でそれぞれの実態に即し対応すべきものと認識しております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）1点目の件なのですが、各校に通知し、実情にあった対応をするよう指導したところでございます、管理職の研修において児童生徒の発達段階に応じた対応を取るよう指導を行っておりますとありますが、これは文科省が具体的な例としていろいろ挙げられておりますが、それらの例を述べられて対応策を検討するように伝えているんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今回の文部科学省の通知を各学校に通知し、周知しました。その後、管理職の研修においても、それぞれの学校の実態に応じて行うように指示をしたところでございますので、今、議員がおっしゃったとおり、この通知文を用いての指導で

ございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）この通知はいつ頃されましたでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）9月13日付けで各校に通知しました。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）9月からもう随分経っていますが、学校でこの通知を受けて、どのような対応を図っているのか、そういう報告は挙がっていますでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）例えばでございますが、小学校では答弁にもありましたように、絵の具道具や習字道具など、使用頻度の低いものに関しては学校の方に置いて帰る。中学校におきましては、教科書以外の教材は置いて帰ってもいいなどと、家庭学習に支障のない範囲で、それぞれの学校が実態に応じて取り組んでいるというふうに確認をしております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）小中学校の荷物の重すぎる原因は、教科書もあると思いますが、そのほかに水、正直いうと、水道の水ががぶ飲みできないのかなと思うんですが、子どもたち、中学生になると、2リットル入りを2本抱えていくという現状もありますが、やはり軽減策としてはそれらのことも全部踏まえているんですけども、例えば、今、特殊なものを置いて帰ることによって、どのぐらい軽減されたんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）まず1点目、今、議員がおっしゃった水筒等の飲料水ですが、やはり学校としても教育委員会としても、生水を飲んでいいという指導はできませんし、熱中症対策や健康管理の問題もありますので、それについては今回の携行品とは別の対応をさせてもらおうと思っています。

今回の事例、通知を受けてでございますが、実は、本通知が各校にわたる前にもうそれぞれの学校でこうした取組を行っておりました。今回、このY o u T u b eで動画であったりとか、新聞等で話題になっているような10キロを超える重さといったものは、本町においては実はありませんでしたので、引き続き、学校は取り組んでいるという色合いが強うございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）学校へ行こう週間で、全小中学校を参考に棚などを見せていただきました。確かに5教科のファイルはそのまま置いて、プリントだけ持って帰る学校もありました。それと、図工室に、習字道具それから水彩具、そういうものを置いている学校もありました。しかし、まだ習字道具なんか全部持って帰るとい学校もありました。正直いうと、それらは筆だけを持って帰れば、今言われたように置いていって筆を使ったら筆だけ持って帰って、洗って持ってくるというふうになれば随分軽くなるんですが、まだ、学校によってはかなり持って帰る学校があります。それは調査されたんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）例えば、習字道具につきましては、私も経験があるんですけども、今、議員がおっしゃったように、筆だけを持って帰らすということもございますし、ただパレットやその他絵の具道具の補充等で持って帰らすこともございます。現在、確認しているのは、毎回持って帰らせている学校はないというふうには確認はしております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）この持って帰る教材等とかいうのは、学校側がこれとこれを置きなさいといっているんでしょうか。それとも、子どもたち同士で話し合っ、子どもたちが今日はこれを置いて帰るといふような体制にしているんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）学校が一定のルールというか、線を引いているものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）小学生は一定のルールであるかも分かりませんが、牛田中学校では生徒自らが自分たちで何を置いて帰ればいいのかということで、生徒自身が自ら考えて、置いて帰る教材等を決めて、そしてその机の中が煩雑にならないように、ロッカーなんか美化委員が見て回るといふような自分たちで自主的に動いている活動なんですけども、今、中学校なんかでは、例えばロッカーに入れて帰るといふ問題もありますが、盗難とかそういうものもありますけども、そういうものはどのように対処されていますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）中学校におきましては、ロッカーや後ろの棚の上等に整頓して荷物を置くように学校からは指示をしておりますし、それを生徒が自発的に自ら律しているかどうかといふところの確認はしていませんが、今、議員がおっしゃった牛田中は、

私が報道で見る限りでは18.4キロとかという、かなりの重量のかばんを持っていたというように聞いております。本町におきましては、そういった事例がございませんでしたので、実際に子どもたちはロッカーに置くもの、ロッカーの上に置くもの、机の中に置くもの、横に下げしておくもの、持って帰るものというのは、本通知前から無理のない範囲でやっているというふうに認識をしております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）先ほど言われました牛田中は18.4キロで、本町にはないということですが、それは、いつそのかばんの重さをはかられたのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）重さまでは、申し訳ないんですが、量っておりませんが、18.4というのは正直、子どもが18.4キロのものを持って帰るところ自体は想定もできませんし、学校に確認したところ、そういった事例はないという聴き取りでございます。ただ、小学校におきましてはランドセルの重さ等は量りまして、無理な範囲だというふうには認識をしているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）中学生で保護者が量ったら、水筒というんですかね、水も入れて、14キロあったということです。遠いところは、約2.5キロ以上あります。その距離をそれだけ抱えて歩く訳です。ですから、やはり調査をするのであれば、もう少し、例えば月曜日とか、月、火、水、木、金、全部の曜日をある程度はかった上で平均を出してされるんなら分かるんですが、まだ量っていないという状態では、まだ本当に把握していないのではないのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）全ての学校において、1週間、月から金までは正直、取っておりません。今回の文科省の通知の中でも、今別に水筒にこだわる訳ではないんですが、その水筒という事案がございましたので、教科書、ノート、資料集、副読本、その他授業で使う絵の具道具や習字道具等のものというところで捉えておりました。その中では、過重なものはないというふうに認識をした次第でございます。水筒等につきましても、それがもし子どもの負担になっているのであれば、今度、熱中症とか健康との絡みもありますが、総合的に判断し、考えていかななくてはいけない事案だというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今、水筒ばかり申しましたが、そのほかに中学生ではクラブがありますよね。教室の上の方に、野球部の道具がぼんと上に乗っていたり、ありますが、その中学校のクラブでは多分持って帰って、持っていつているのではないかと思うんですが、その管理はどのようになっていますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）それも部活によっては大きな差があると思います。例えば、部室のあるところでは部室に道具を置いているところもあると思いますし、例えば家で子どもが野球部でバットの素振りを練習したいという子に関しては持って帰っていることもあるかと思います。そのあたりを各校の実態に応じ、発達段階に応じて柔軟にというふうに、教育委員会としては判断し、各校に通知、指示をしたところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、部活なんかをやっているのは、必ずしも全部が全部置いて帰っている訳ではないということですね。だから、そういう部活をされる方、特に剣道とかそういうのは多分置いているとは思いますが、そのほかのテニス、それからいろんなスポーツがありますけども、それらにおいて、やはり今言われたのはかばんの教科書だけではなくて、そういう部活道具、それからシューズとか、給食袋、それと中学校はお弁当を持っていきますよね。早朝練習する人なんかはその重さもありますね。ですから、一概に教科書だけではなくて、いろんなものを持って抱えて行っている訳です。それらの総量を今伝えている訳なんですけども、そういう意味ではもっと教科書を精査して、どれとどれが置いて帰れるのかというのを検討するべきだと思うんですけど、いかがですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、部活動の話も出ましたが、部活動の道具を一律に学校に置いて帰るということになってくると、これはまた、別の問題も生じてくることと思われま。例えば、一例ですが、今、海田中学校の方で行っているものとしては、教科書、ノート以外の携行品は全て置いて帰ってもいいというふうにしております。教科書、ノート、これを置いて帰ることになってくると、それこそ家庭学習の方に大きな支障が出て、学力の低下も招きかねません。実際に、今、学校が行っているのは、この通知を受けて、適切に取り組んでいることだというふうに考えております。これでまた部活動のことも

考えるとなってくると、これまた別の次元の問題になってくるかなと考えていますので、これも先ほどの水筒と同じように、総合的に考えていきたいと思います。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）ある大学の教授が、宿題として持って帰るといったら算数か国語ぐらいで、ほかの教科はそんなに宿題的にするような教科はないんじゃないかという意見も出ております。そうすると、5教科のうち国語と算数関係は毎日持って帰るにしても、ほかは例えばプリントいただいたらそれを家でやるとかすれば、随分また軽減されるのではないかと思うんですが、どうですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今の教授の調査は、私も拝見したと思うんですが、小学校のことを言っているのではないかと思います。ただ、今、小学校においても、かくいう私は社会科の教員ですので、国語と算数だけ家庭でやればというのは少し全体的な学習のバランスとしていかなものかと思います。全ての教科をバランスよく学習、家庭学習もしていく必要があると思われまますので、国語と算数だけというのはなかなか難しいものというふうに考えます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今後、小学校が英語、パソコン関係のプログラミングですか、そういうものがどんどん入ってきて、もっとますますいろんな教科書が増えてくると思いますが、その対策についてはどう思われていますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）例えば、小学校の英語につきましては、現在も英語の副読本がございます。それは学校の方に置いて帰っております。ノートも英語の副読本は兼ねていきますので、英語に関しては現在も持ち帰りはありませんし、今後もその方針で考えております。プログラミングにつきましては、これは教科書等がないものでございますので、特に重量等子どもに影響を与えるものではないというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、今、教育委員会としては、置き勉、今の学校の対策でそれで十分だと思われていますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）いわゆる置き勉、子どもたちが学校に学用品を置いて帰ることに

ついて、今、各校は今回聴き取り調査をしたところ、それぞれの実態に応じて行っているというふうに思いますが、今後も引き続き、春、夏、冬、その季節や学期始め、学期終わり等で多少異なるかもしれませんが、引き続き、注視していこうというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）西小、西中でしたかね、空き教室があるので、その教室を利用して、ファイルとかそれらも全部、そういうふうなものを収めていますけども、海中は空き教室がないということなんです、例えば今から先にいろんなものを収納する場合に、やはり置き勉をするにはきちっとしてほしいなと思ったときに、学校設備として置き勉をきちっとできるための体制として、棚を作って、ロッカーを作ってやるとか、そういうことは考えられませんか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）学校に教材を置いて帰る、いわゆる置き勉のための施設整備ということについては、今、特に考えておりません。ただ、今言われたように、西小、西中は空き教室がありますので、そこで子どもたちは物を置いて帰っています。海田中学校においても、ロッカー等、今すごく整理して工夫して置いています。かなり整頓されて置いていますので、今の現状で十分対応できるものと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）時代とともに変化する中、まずは、子どもが学校に元気で通えるように、臨機応援に対策を取っていくことが重要だと思います。今後更にいろんな科目が増えていく傾向の中で、この問題をしっかりと受けとめ、児童生徒の健康管理も含め、教育委員会は、更なる快適な学校生活を児童生徒が送れるように指導してくださることを願って、質問を終わります。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）ちょっと今、私の言葉足らずがありました。空き教室に置くのではなく、今実際に教室として使用していない教室に、例えば6年1組の教室の隣の教室に物を管理し、しっかりと担任の方、教員で管理しているということでございます。言葉が足らずで申し訳ございませんでした。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これで延会としたいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会しますので、御参集いただきますようお願いを申し上げます。本日は大変御苦勞様でした。

午後4時55分 延会